

西都市

子どもの貧困対策整備計画

【素案】

平成 30 年 2 月

西都市

あいさつ

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 「子どもの貧困」について	5
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
第 2 章 アンケート結果及び課題	9
1 アンケート調査の実施と目的	9
2 子どもの生活実態に関する調査結果から見える状況	10
(1) アンケート調査結果	10
(2) アンケート結果から見える状況と課題	33
第 3 章 本市における子育てに関する経済的支援の現状	39
1 本市における子育てに関する経済的支援の現状	39
(1) 生活保護世帯数	39
(2) 就学援助	40
(3) 特別支援教育就学奨励費	41
(4) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成	41
第 4 章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 重点的な取組	47
(1) 保護者に対する生活・就労支援	47
(2) 教育支援体制の整備	47
(3) 関係者等連携のためのネットワーク構築	48
(4) 子どもの居場所支援（子どもに対する生活支援）	48
4 施策の体系	49
第 5 章 施策の展開	53
【基本施策 1】 保護者に対する生活・就労支援	53

(1) 保護者に対する生活支援	53
(2) 保護者に対する就労支援	54
【基本施策2】教育の支援	55
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	55
(2) 幼児教育・保育の質の向上	56
(3) 就学支援の充実	56
(4) 大学進学に対する教育機会の提供	57
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	57
【基本施策3】生活の支援	58
(1) 関係機関・民間団体等が連携した包括的な支援体制の整備	58
(2) 支援体制の充実強化	58
(3) 子どもに対する生活支援	59
(4) 子どもに対する就労支援	60
(5) その他の生活支援	60
【基本施策4】経済的支援	61
(1) 生活を下支えする手当等	61
 第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	65
 資料編	69
1. 西都市の概況	69
2. 用語の解説（五十音順）	73
3. 子どもの貧困に関する指標の解説	77

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3% で、およそ 6 人に 1 人の子どもが貧困線※を下回る生活水準の状態であるとされ、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6% で、ひとり親世帯の半数以上は貧困状態であるという数値が示されています。

平成 22 年の国際比較で見ると、日本の貧困率は先進国（OECD※）の中でも厳しい状況にあり、特にひとり親世帯の貧困率は、OECD 加盟国中最も高い値となっています。また、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は 90.8% で、子ども全体の進学率が 98.6% であることから低い水準を示しています（厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成 25 年 4 月〕）。

一方、経済的に困窮している家庭では、保護者の就労状況や健康状態により養育環境が十分に整えられていない状況等が見受けられます。このような状況を踏まえ、国では平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下、「子どもの貧困対策法」という）を施行し、同年「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

宮崎県においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、子どもの貧困対策法第 9 条に基づき、平成 28 年 3 月「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されています。

このような背景から、本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進していくため「西都市子どもの貧困対策整備計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条および国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」、宮崎県が策定した「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の具体的な推進を図るものであり、「第四次西都市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、これまでに策定された「第2次西都市地域福祉総合計画」、「西都市子ども・子育て支援事業計画」、「西都市教育大綱」等の関連計画との整合を図って策定するものです。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 「子どもの貧困」について

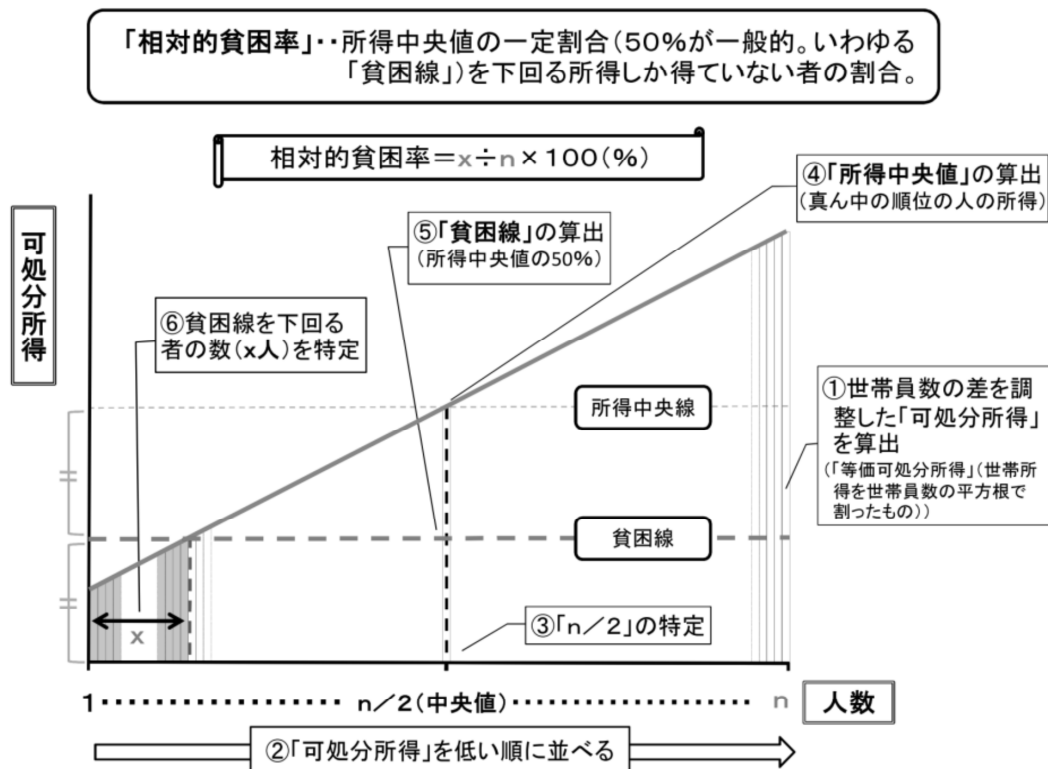
本計画においては、国・地域の生活レベルとは無関係に、その日の食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的」貧困世帯に加え、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯の子どものための対策を推進することを目的としています。

一般的に貧困という場合、発展途上国や終戦直後の日本などの最低限度の衣食住も満たされていない状態の絶対的貧困を考えますが、相対的貧困は衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、子どもの学習塾代や部活動・クラブにかかる費用、大学進学資金等が準備できず、夢や希望をあきらめざるを得ない状況をいいます。

厚生労働省は相対的貧困率※の算出方法について公表しており、それは以下のような方法となります。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない人の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。



（「国民生活基礎調査（貧困率）よくある質問より」）

平成25年国民生活基礎調査の結果に基づいて、平均的な所得の半分に満たない世帯（相対的貧困）に暮らす子どもが全国平均で約6人に1人いると算出されており、特に、ひとり親世帯の子どもは、2人に1人以上が貧困状態にあります。

学校の1クラスを35人とした場合、1クラスに6人ほど貧困ライン上の児童がいることになり、経済的な格差が広がっています。

単位：％

子どもの相対的貧困率	昭和60年	平成63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
全体	12	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯（全体）	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が1人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が2人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- （注）1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出
2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの
3. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう
4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く

4 計画の対象

西都市のすべての子どもや子育て家庭を対象とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018）から平成32年度（2020）までの3年間とします。なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ適宜計画の見直しを実施するものとします。

【計画期間】

平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
新規策定	西都市子どもの貧困対策整備計画			次期計画		
			見直し			

第2章 アンケート結果及び課題

第2章 アンケート結果及び課題

1 アンケート調査の実施と目的

このアンケート調査は、「西都市子どもの貧困対策整備計画」の策定にあたり、その基礎資料として、特に支援を必要とする子どもやその家庭に対する支援体制や連携体制に関する課題を明らかにし、本市の子どもや家庭の実態と支援ニーズの把握・分析を行うため実施しました。

また、本計画の策定にあたり、「西都市子どもの貧困対策整備計画策定委員会」を開催し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

① 調査の実施要領

対象者	実施時期	実施方法
小学2年生児童	平成29年9月	・学校を通じた配布・回収
小学5年生児童	平成29年9月	
中学2年生生徒	平成29年9月	
児童・生徒の保護者	平成29年9月	
民生委員児童委員	平成29年7・8月	・定例会での配布・回収
教員・幼稚園教諭・保育士等	平成29年9月	・学校、幼稚園、保育園等を通じた配布・回収

② 配布数・回答数

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
小学2年生児童	270	246	91.1%
小学5年生児童	268	253	94.4%
中学2年生生徒	252	238	94.4%
児童・生徒の保護者	790	723	91.5%
民生委員児童委員	82	71	86.5%
教員・幼稚園教諭・保育士等	463	463	100.0%
合計	2,125	1,994	93.8%

2 子どもの生活実態に関する調査結果から見える状況

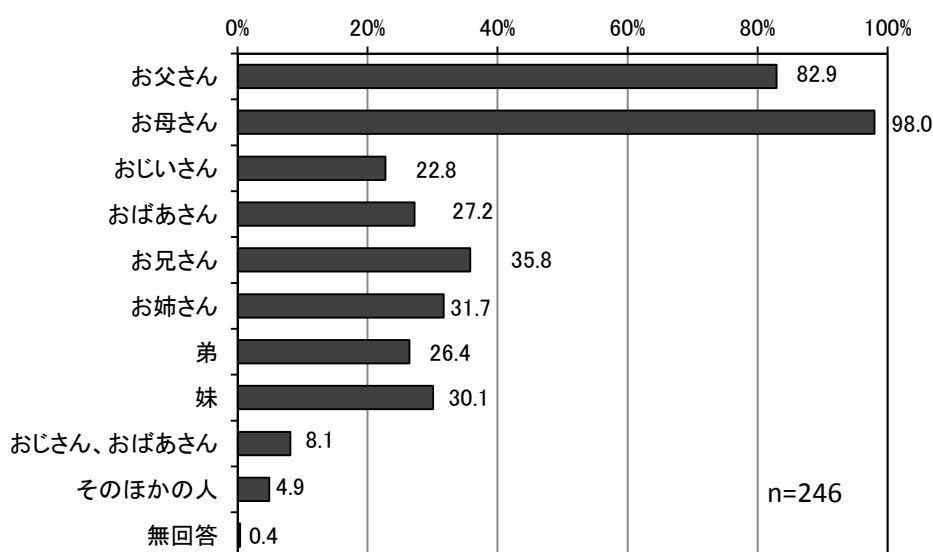
(1) アンケート調査結果

本計画の策定に伴い実施したアンケート調査概要は、以下のとおりです。

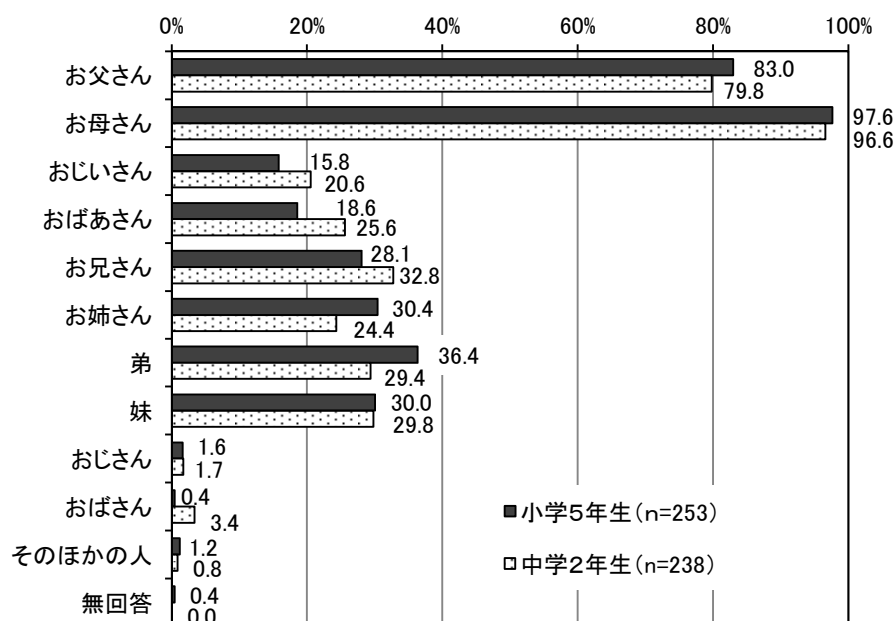
①子どもの生活に関するアンケート(小学校2年生・小学生5年生・中学2年生)

■ 誰と一緒に住んでいますか

(小学2年生)

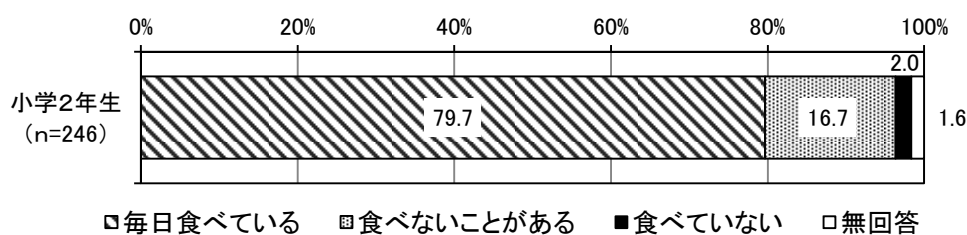


(小学5年生・中学2年生)

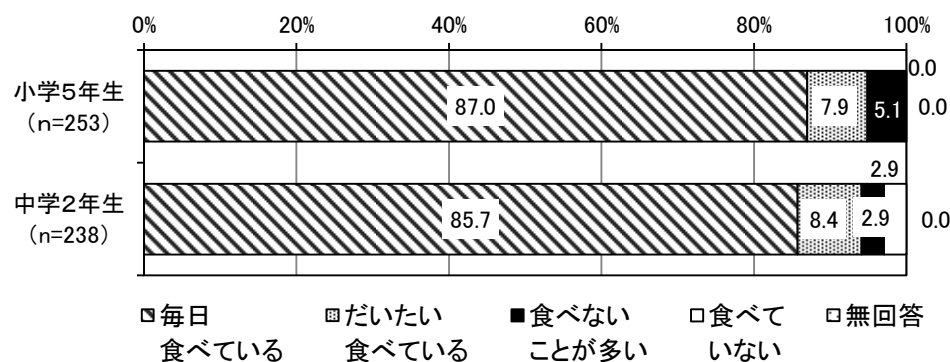


■ 朝ごはんを食べていますか

(小学2年生)

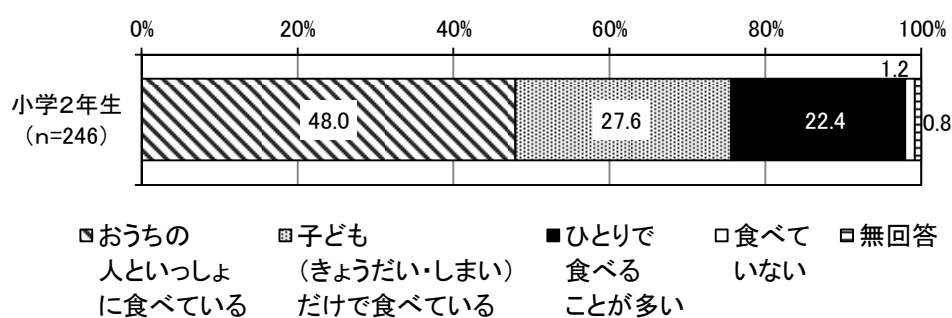


(小学5年生・中学2年生)

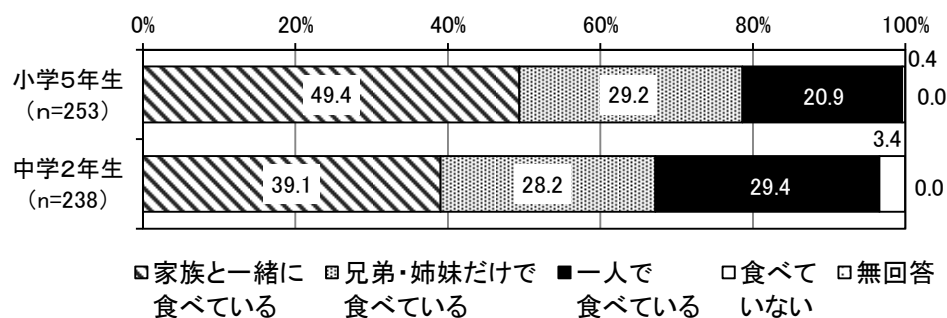


■ 朝ごはんを誰と一緒に食べていますか

(小学2年生)

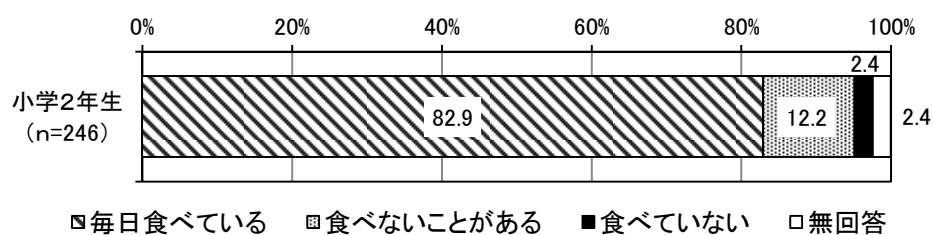


(小学5年生・中学2年生)

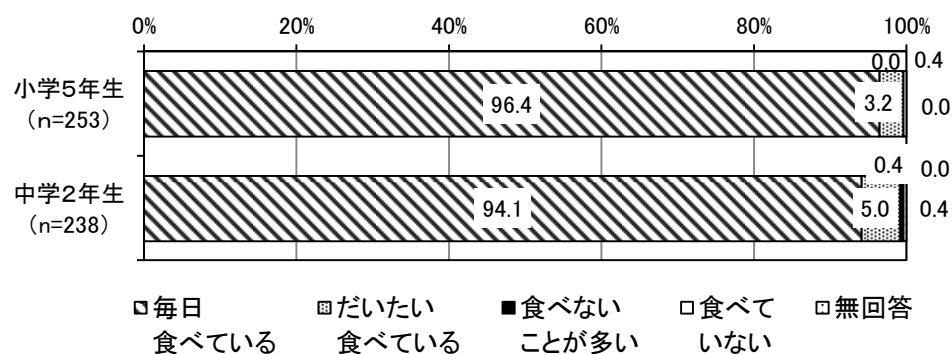


■ 夕ごはんを食べていますか

(小学2年生)

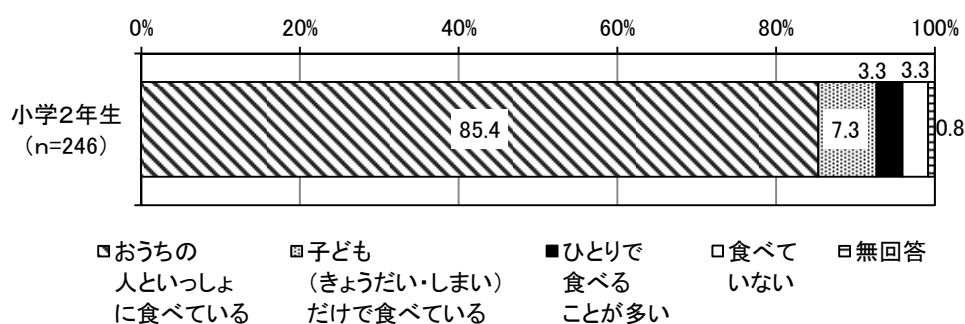


(小学5年生・中学2年生)

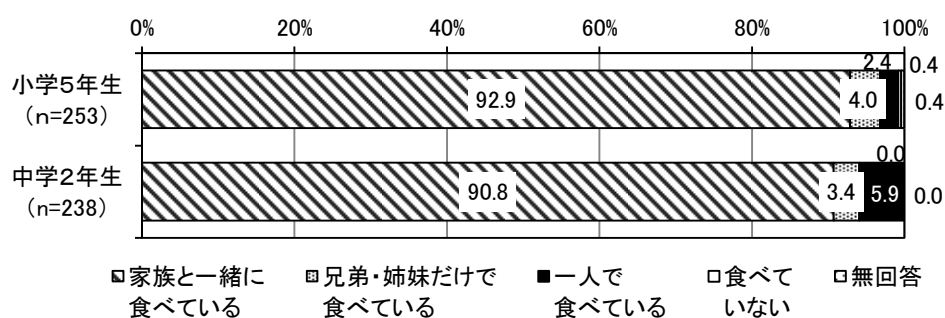


■ 夕ごはんを誰と一緒に食べていますか

(小学2年生)

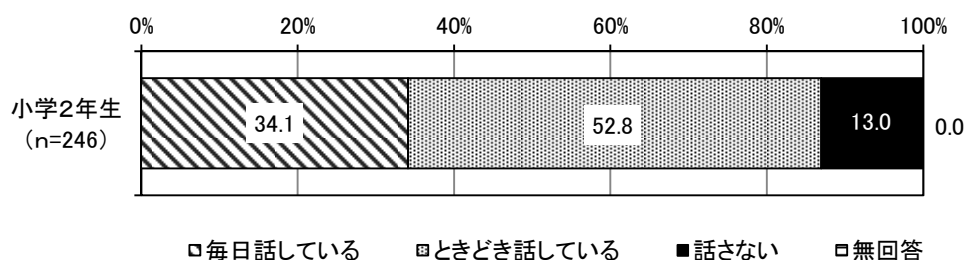


(小学5年生・中学2年生)

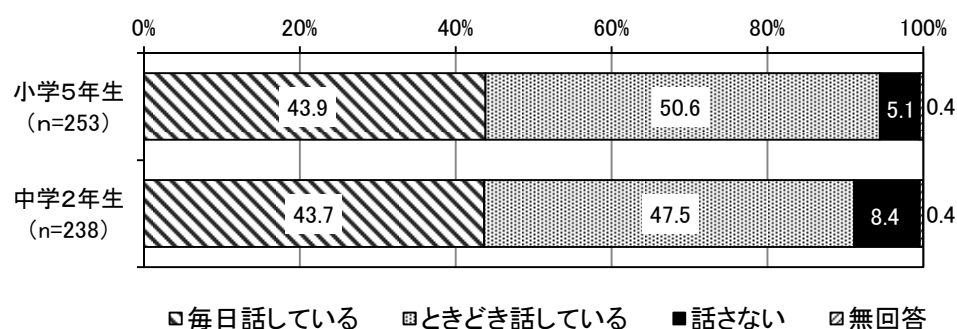


■ その日あったことをうちの人に話していますか

(小学2年生)

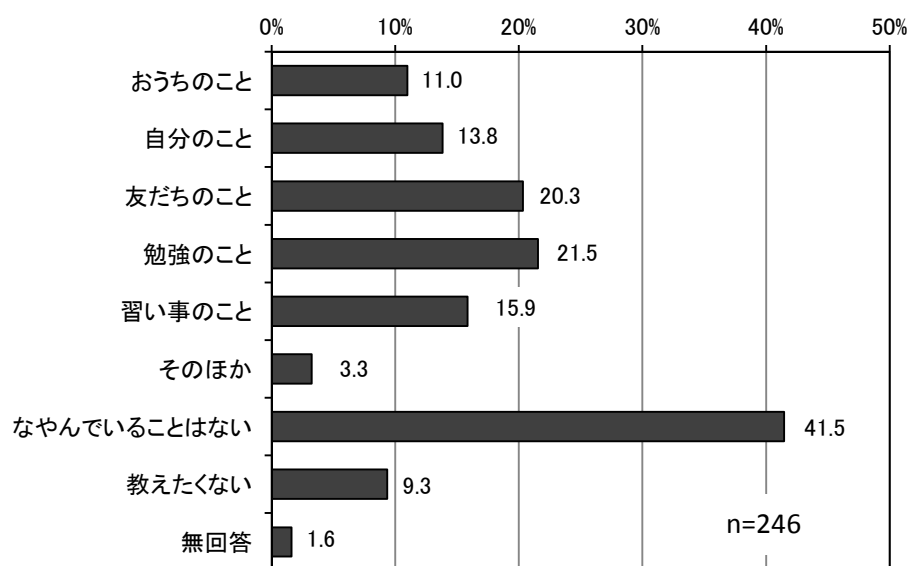


(小学5年生・中学2年生)

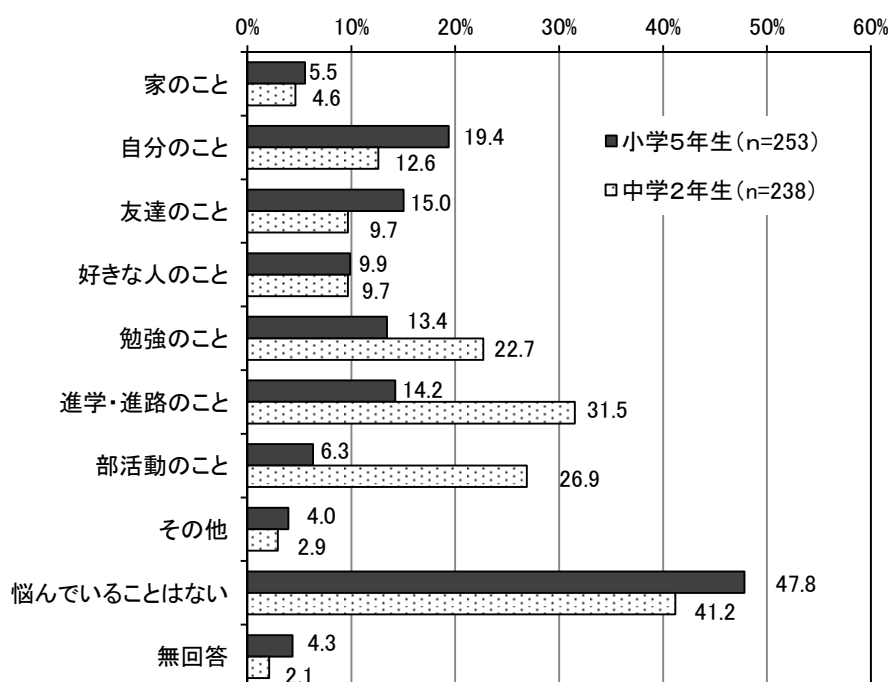


■ 悩んでいることがありますか（複数回答）

(小学2年生)

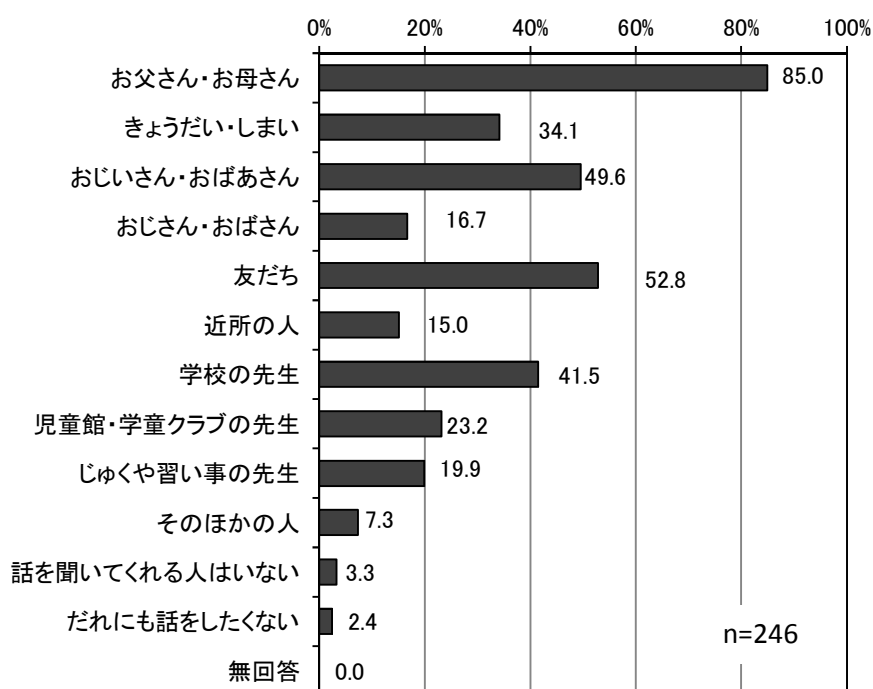


(小学5年生・中学2年生)



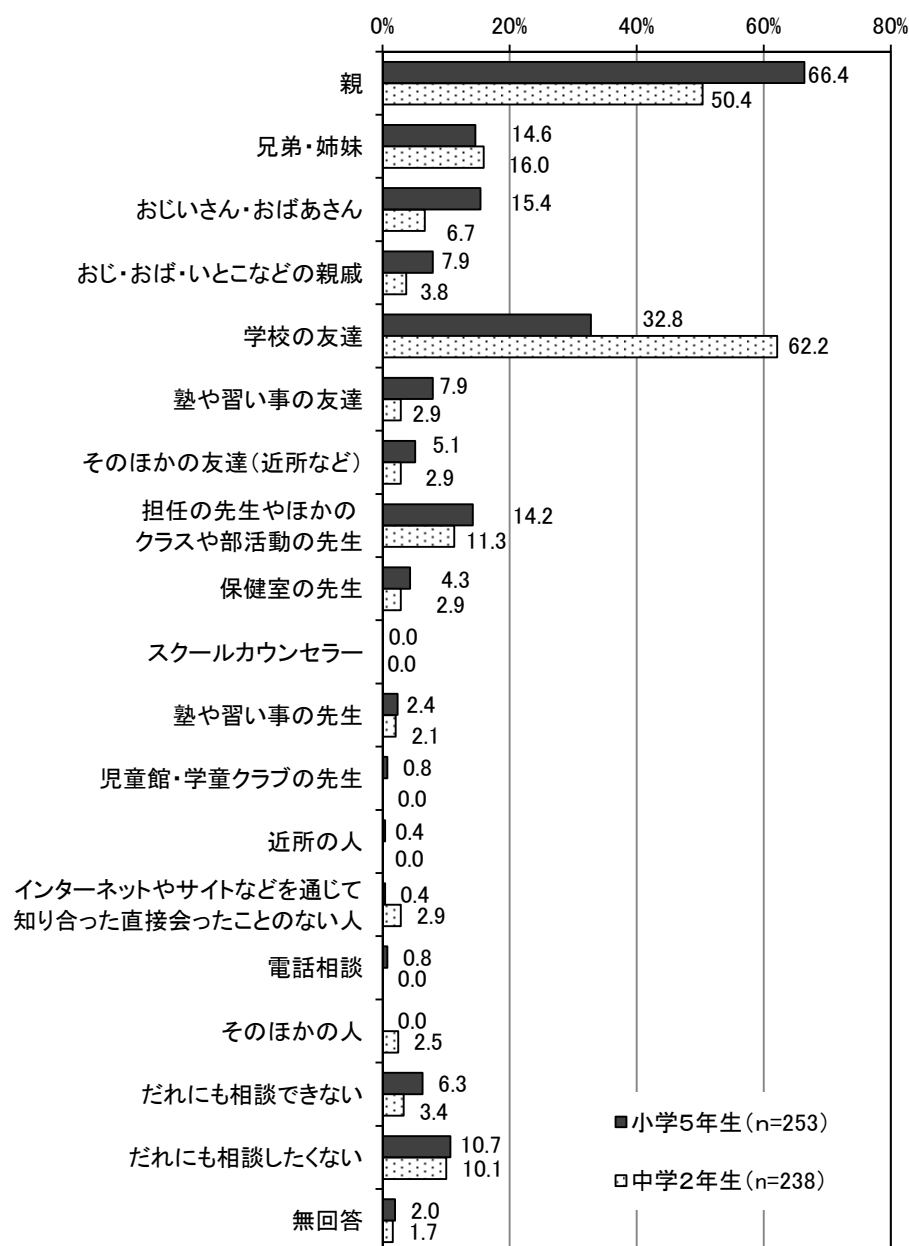
■ 誰が話をよく聞いてくれますか (複数回答)

(小学2年生)



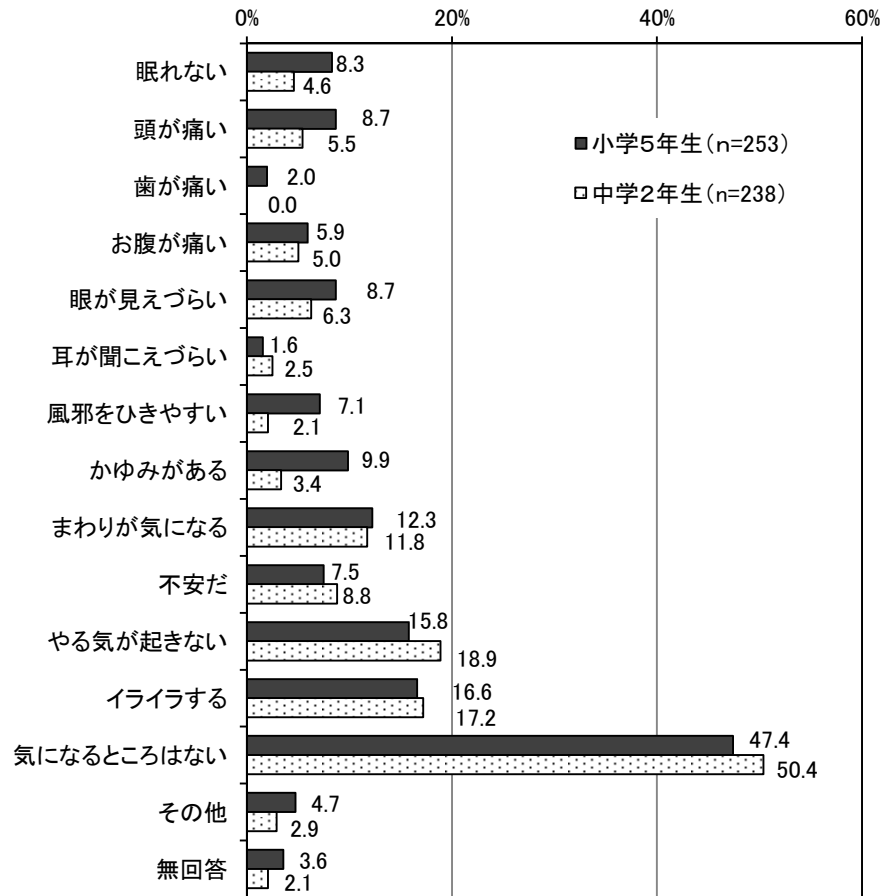
■ 悩んでいることがあるとき、誰に相談しますか（複数回答）

（小学5年生・中学2年生）



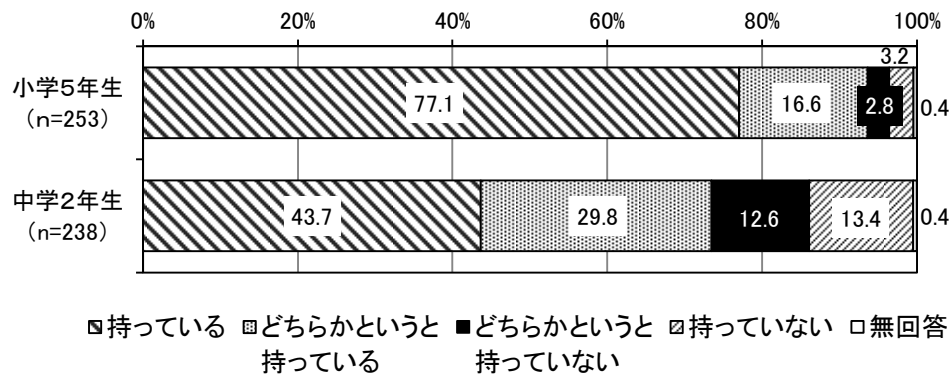
■ 自分の事で気になることがありますか（複数回答）

（小学5年生・中学2年生）



■ 将来の夢や目標を持っていますか

（小学5年生・中学2年生）



②子どものいる世帯の生活状況等に関する調査結果概要（保護者）

■ お子さんの家族の人数（世帯の年間収入別）

（単位 上段：人 下段：％）

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
家族の人数	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
1人	3 0.4	0 0.0	0 0.0	1 0.5	0 0.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7
2人	27 3.7	8 12.9	3 2.6	5 2.3	2 1.8	1 1.5	1 2.2	3 8.1	0 0.0	4 6.9
3人	81 11.2	18 29.0	17 14.7	17 7.9	11 10.1	6 8.8	1 2.2	5 13.5	0 0.0	6 10.3
4人	230 31.8	14 22.6	35 30.2	64 29.9	54 49.5	13 19.1	17 37.0	9 24.3	4 30.8	20 34.5
5人	229 31.7	9 14.5	36 31.0	79 36.9	26 23.9	30 44.1	19 41.3	10 27.0	3 23.1	17 29.3
6人	87 12.0	7 11.3	13 11.2	29 13.6	13 11.9	7 10.3	7 15.2	5 13.5	3 23.1	3 5.2
7人	39 5.4	4 6.5	11 9.5	11 5.1	2 1.8	6 8.8	1 2.2	1 2.7	0 0.0	3 5.2
8人	14 1.9	1 1.6	1 0.9	5 2.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 8.1	3 23.1	1 1.7
9人	4 0.6	0 0.0	0 0.0	2 0.9	0 0.0	1 1.5	0 0.0	1 2.7	0 0.0	0 0.0
無回答	9 1.2	1 1.6	0 0.0	1 0.5	1 0.9	3 4.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.2

■ 配偶者はいますか（世帯の年間収入別）

（単位 上段：人 下段：％）

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
配偶者の有無	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
いる	606 83.8	19 30.6	79 68.1	194 90.7	108 99.1	66 97.1	44 95.7	37 100.0	13 100.0	46 79.3
いない （離別した）	99 13.7	38 61.3	31 26.7	18 8.4	1 0.9	2 2.9	2 4.3	0 0.0	0 0.0	7 12.1
いない （死別した）	10 1.4	2 3.2	4 3.4	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.2
いない（結婚 したことがない）	5 0.7	2 3.2	2 1.7	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	3 0.4	1 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4

■ お子さんの将来のために貯蓄をしていますか（世帯の年間収入別）

(単位 上段：人 下段：%)

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
貯蓄の有無	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
貯蓄をしている	377 52.1	18 29.0	37 31.9	101 47.2	71 65.1	48 70.6	35 76.1	28 75.7	12 92.3	27 46.6
貯蓄をしたいが、今はできていない	326 45.1	42 67.7	79 68.1	110 51.4	36 33.0	20 29.4	11 23.9	9 24.3	1 7.7	18 31.0
貯蓄をするつもりはない	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7
考えたことがない	3 0.4	2 3.2	0 0.0	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	16 2.2	0 0.0	0 0.0	2 0.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12 20.7

■ 過去1年間で以下の手当や援助等を受けたことがありますか（世帯の年間収入別）

(単位 上段：人 下段：%)

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
受けたことがある手当や援助	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
児童手当	660 91.3	59 95.2	112 96.6	199 93.0	101 92.7	63 92.6	41 89.1	32 86.5	12 92.3	41 70.7
児童扶養手当	123 17.0	44 71.0	31 26.7	27 12.6	8 7.3	3 4.4	3 6.5	4 10.8	0 0.0	3 5.2
就学援助	51 7.1	22 35.5	15 12.9	12 5.6	0 0.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7
障がいに対する手当	25 3.5	3 4.8	4 3.4	12 5.6	5 4.6	0 0.0	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
生活保護	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
離婚後の配偶者からの養育費	25 3.5	5 8.1	9 7.8	8 3.7	1 0.9	1 1.5	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	53 7.3	1 1.6	3 2.6	13 6.1	7 6.4	4 5.9	4 8.7	4 10.8	1 7.7	16 27.6

■ 過去1年間で経済的理由により次のような経験をしたことがありますか(世帯の年間収入別)

(単位 上段：人 下段：%)

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
公共料金（電気やガス等）の支払いが滞った	92 12.7	28 45.2	28 24.1	19 8.9	7 6.4	3 4.4	3 6.5	1 2.7	1 7.7	2 3.4
学校や幼稚園、保育所等の必要な費用の支払いが滞った	45 6.2	10 16.1	12 10.3	10 4.7	8 7.3	2 2.9	1 2.2	0 0.0	0 0.0	2 3.4
家賃やローンの支払いが滞った	68 9.4	17 27.4	21 18.1	17 7.9	4 3.7	4 5.9	1 2.2	1 2.7	1 7.7	2 3.4
必要な食材が買えなかった	45 6.2	12 19.4	14 12.1	11 5.1	4 3.7	2 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4
子どもを医療機関に受診させることができなかった	26 3.6	5 8.1	15 12.9	6 2.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どもの進路を変更した	12 1.7	3 4.8	3 2.6	5 2.3	0 0.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どもが必要とする文具や教材が買えなかった	20 2.8	8 12.9	9 7.8	3 1.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どものための書籍等の購入ができなかった	20 2.8	6 9.7	7 6.0	5 2.3	2 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どもにおこづかいを渡すことができなかった	94 13.0	27 43.5	31 26.7	24 11.2	3 2.8	2 2.9	1 2.2	2 5.4	0 0.0	4 6.9
子どもの新しい服や靴を購入することができなかった	66 9.1	16 25.8	21 18.1	19 8.9	2 1.8	2 2.9	1 2.2	0 0.0	0 0.0	5 8.6
子どもを学校の遠足や修学旅行へ参加させることができなかった	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どもを習い事に通わせることができなかった	85 11.8	19 30.6	26 22.4	19 8.9	6 5.5	6 8.8	3 6.5	4 10.8	0 0.0	2 3.4
子どもを部活やクラブに参加させられなかった	20 2.8	3 4.8	8 6.9	4 1.9	4 3.7	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子どもを学習塾に通わせることができなかった	80 11.1	18 29.0	16 13.8	21 9.8	14 12.8	6 8.8	3 6.5	0 0.0	0 0.0	2 3.4
子どもの学校行事等に参加することができなかった	12 1.7	3 4.8	4 3.4	3 1.4	0 0.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7
子ども会や地域の行事（祭り等）の活動に参加することができなかった	9 1.2	3 4.8	3 2.6	2 0.9	0 0.0	0 0.0	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
家族旅行（日帰り含む）等のお出かけがなかった	153 21.2	32 51.6	39 33.6	41 19.2	16 14.7	8 11.8	8 17.4	3 8.1	1 7.7	5 8.6
どれもあてはまらない	375 51.9	15 24.2	36 31.0	116 54.2	66 60.6	41 60.3	30 65.2	26 70.3	11 84.6	34 58.6
無回答	77 10.7	3 4.8	9 7.8	19 8.9	10 9.2	10 14.7	6 13.0	3 8.1	1 7.7	16 27.6

■ 将来お子さんをどこまで進学させたいと考えていますか（世帯の年間収入別）

(単位 上段：人 下段：%)

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
希望の進学	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
中学校（義務教育）まで	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0
高等学校（高校）まで	98 13.6	19 30.6	19 16.4	26 12.1	7 6.4	8 11.8	3 6.5	4 10.8	1 7.7	11 19.0
短大、高専、専門学校まで	108 14.9	6 9.7	19 16.4	43 20.1	16 14.7	7 10.3	6 13.0	2 5.4	0 0.0	9 15.5
大学まで	155 21.4	11 17.7	19 16.4	32 15.0	34 31.2	14 20.6	13 28.3	17 45.9	4 30.8	11 19.0
大学院まで	8 1.1	0 0.0	1 0.9	4 1.9	2 1.8	0 0.0	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子が希望する進学先まで	337 46.6	24 38.7	53 45.7	106 49.5	48 44.0	39 57.4	23 50.0	13 35.1	7 53.8	24 41.4
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
考えたことがない	3 0.4	0 0.0	2 1.7	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	13 1.8	2 3.2	3 2.6	2 0.9	2 1.8	0 0.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	3 5.2

■ 現実的にどこまで進学支援（進学するための経済的支援）ができると考えていますか（世帯の年間収入別）

(単位 上段：人 下段：%)

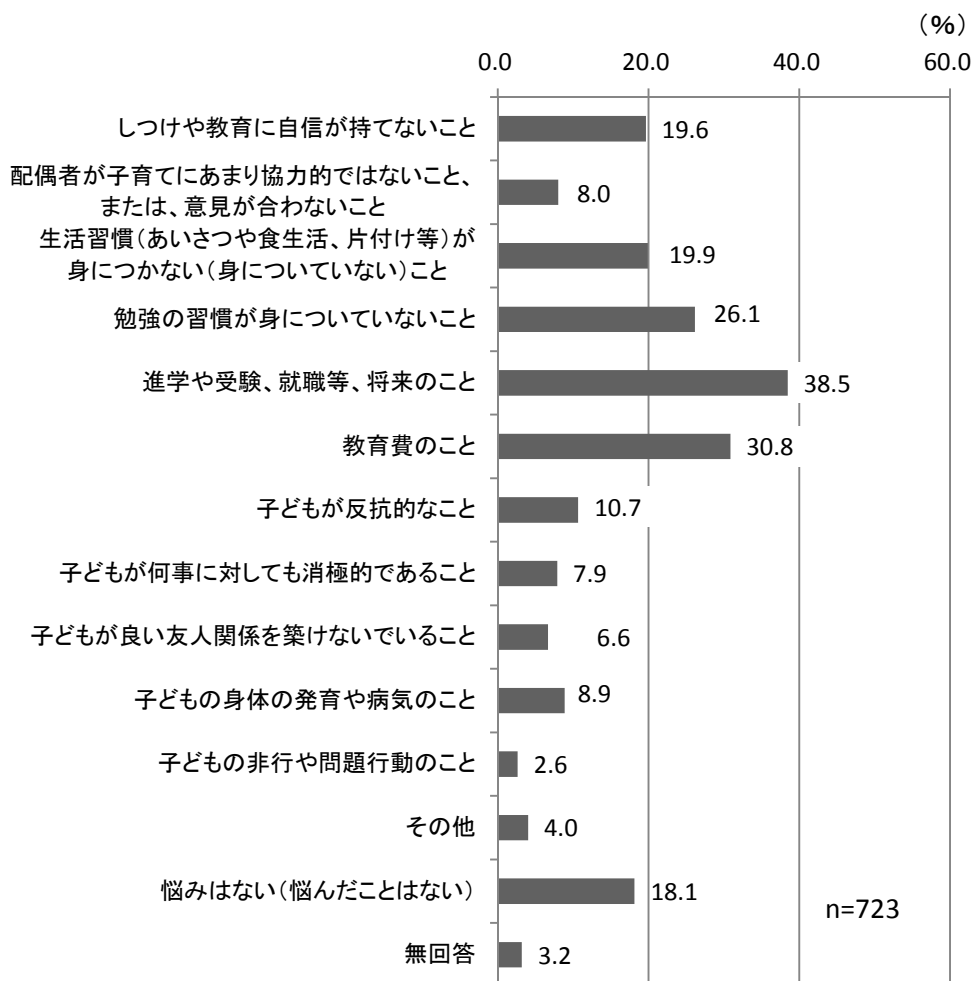
	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
現実の進学支援	723 100.0	62 100.0	116 100.0	214 100.0	109 100.0	68 100.0	46 100.0	37 100.0	13 100.0	58 100.0
中学校（義務教育）まで	12 1.7	2 3.2	2 1.7	5 2.3	2 1.8	0 0.0	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
高等学校（高校）まで	267 36.9	45 72.6	66 56.9	85 39.7	35 32.1	10 14.7	8 17.4	4 10.8	0 0.0	14 24.1
短大、高専、専門学校まで	87 12.0	1 1.6	10 8.6	36 16.8	11 10.1	9 13.2	3 6.5	6 16.2	2 15.4	9 15.5
大学まで	146 20.2	6 9.7	10 8.6	33 15.4	28 25.7	22 32.4	16 34.8	15 40.5	4 30.8	12 20.7
大学院まで	5 0.7	0 0.0	0 0.0	1 0.5	2 1.8	0 0.0	2 4.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
子が希望する進学先まで	172 23.8	3 4.8	20 17.2	51 23.8	30 27.5	23 33.8	13 28.3	11 29.7	7 53.8	14 24.1
その他	7 1.0	1 1.6	1 0.9	0 0.0	0 0.0	2 2.9	1 2.2	0 0.0	0 0.0	2 3.4
考えたことがない	18 2.5	2 3.2	4 3.4	2 0.9	1 0.9	2 2.9	2 4.3	1 2.7	0 0.0	4 6.9
無回答	9 1.2	2 3.2	3 2.6	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.2

■ 希望と現実が異なると考える理由は何ですか（世帯の年間収入別 複数回答）

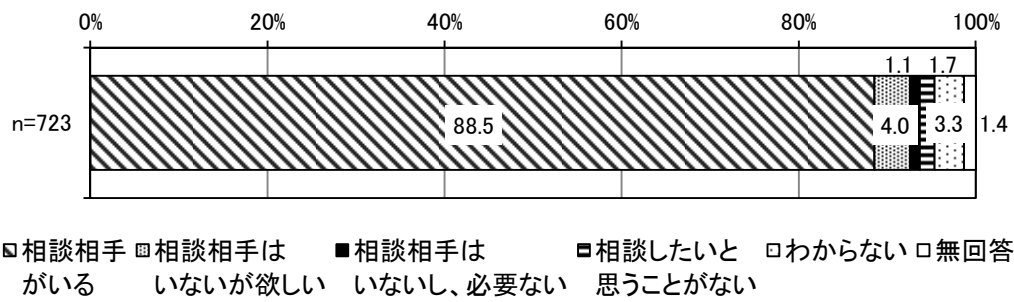
(単位 上段：人 下段：%)

	全体	お子さんと生計を共にしている方全員の年間収入								
		150万円未満	150～250万円未満	250～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～750万円未満	750～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
	337 100.0	41 100.0	66 100.0	104 100.0	45 100.0	26 100.0	21 100.0	12 100.0	2 100.0	20 100.0
子どもの学力に不安があるから	55 16.3	5 12.2	11 16.7	22 21.2	9 20.0	3 11.5	2 9.5	0 0.0	1 50.0	2 10.0
子どもに学校教育は必要ないと思うから	2 0.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.2	0 0.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0	0 0.0
経済的に難しいから	216 64.1	30 73.2	54 81.8	72 69.2	26 57.8	15 57.7	8 38.1	4 33.3	0 0.0	7 35.0
家族や親族等と意見の相違があるから	5 1.5	0 0.0	2 3.0	0 0.0	0 0.0	1 3.8	2 9.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	23 6.8	0 0.0	2 3.0	4 3.8	5 11.1	4 15.4	3 14.3	2 16.7	0 0.0	3 15.0
特に理由はない（わからない）	42 12.5	5 12.2	2 3.0	17 16.3	2 4.4	3 11.5	5 23.8	4 33.3	0 0.0	4 20.0
無回答	40 11.9	4 9.8	5 7.6	8 7.7	10 22.2	3 11.5	4 19.0	1 8.3	1 50.0	4 20.0

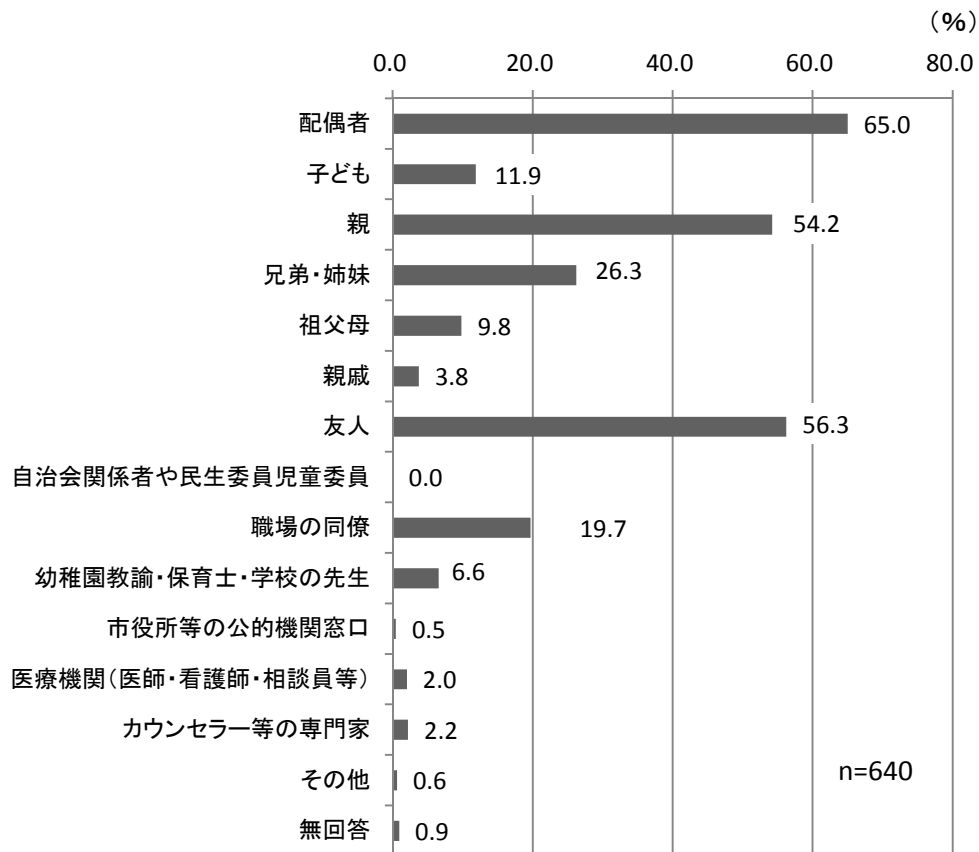
■ お子さんのことについて悩んでいることがありますか（複数回答）



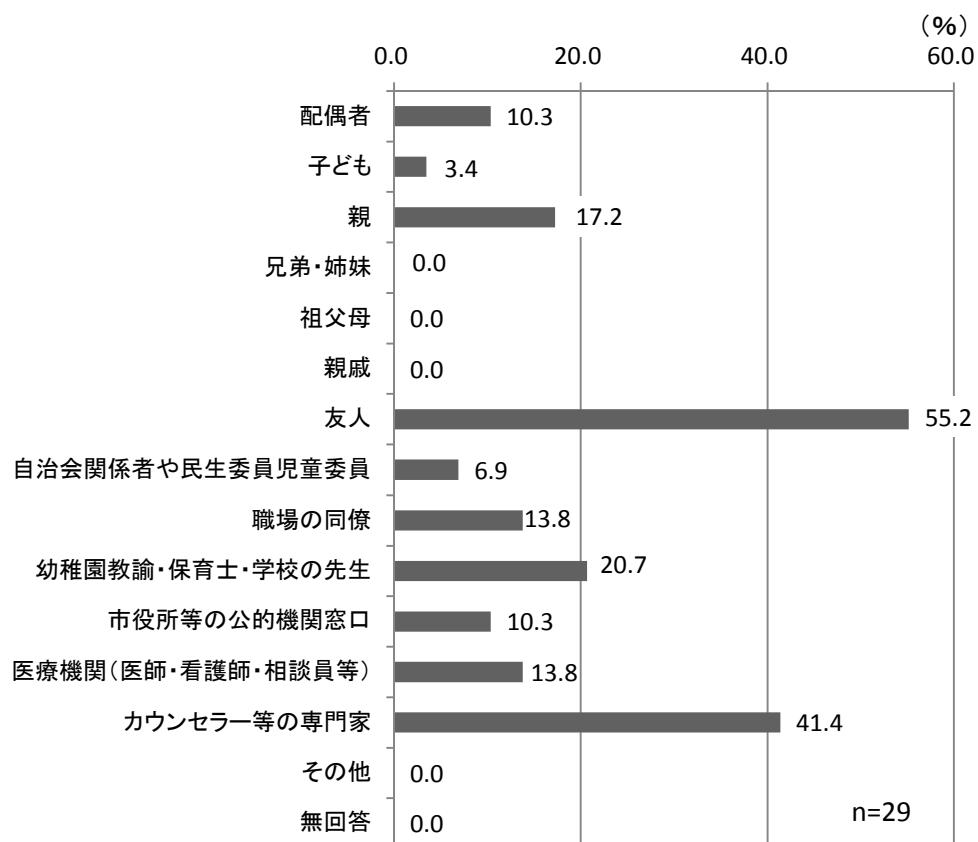
■ 現在、心置きなく相談できる相手はいますか



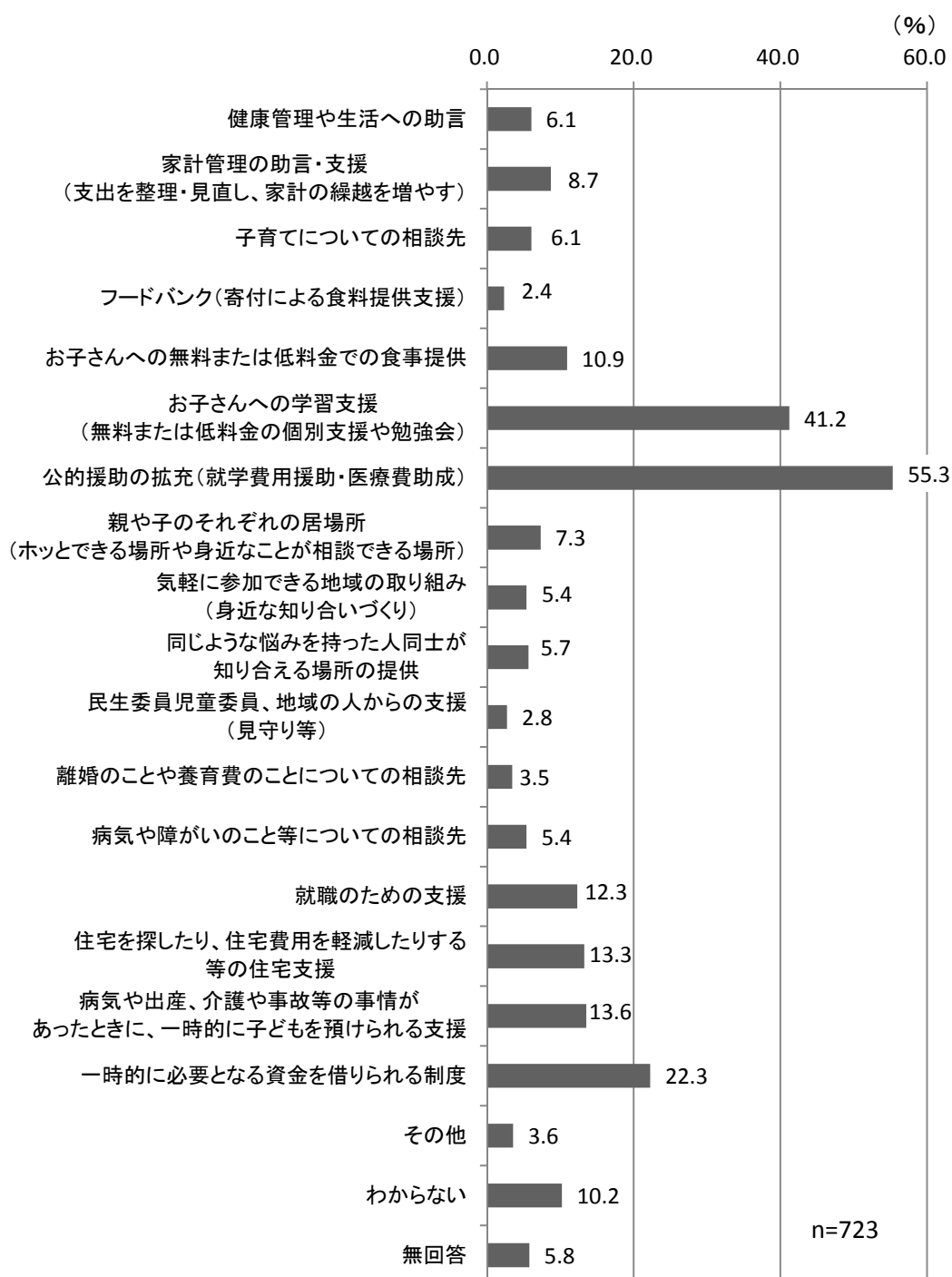
■ 主な相談相手は誰ですか（複数回答）〔相談相手がいる人〕



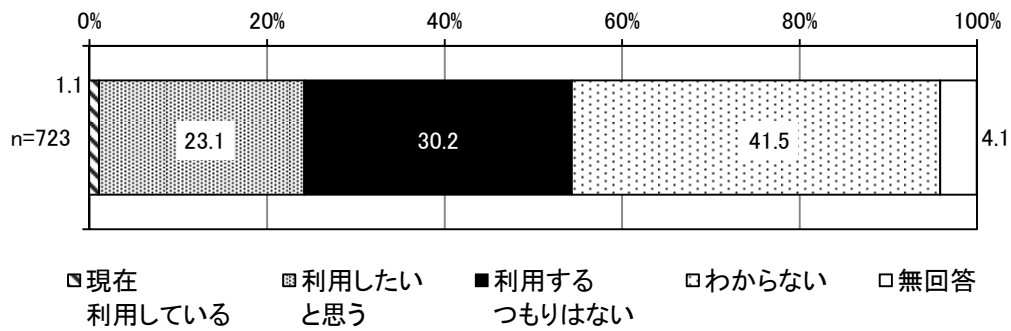
■ 相談相手としたい相手は誰ですか（複数回答）〔相談相手はいないが欲しい人〕



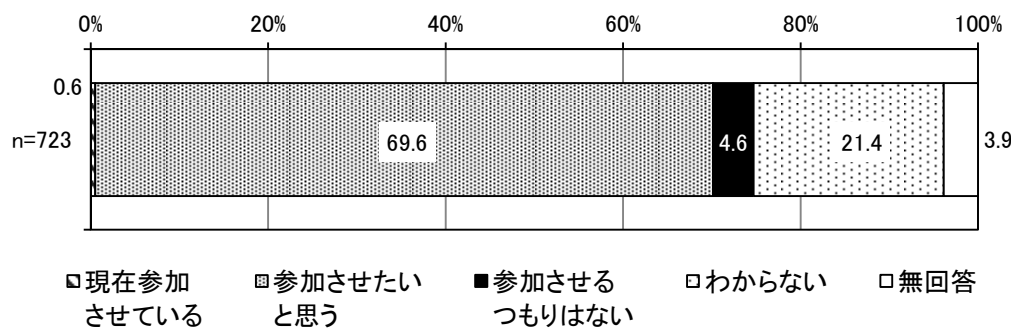
■ 子育てや暮らしに関して、市や県などの行政や民間団体、地域に対しどのような取組を望みますか（複数回答）



■ 市民ボランティアやNPO等による「子ども食堂」が近くにあれば利用したいと思いますか



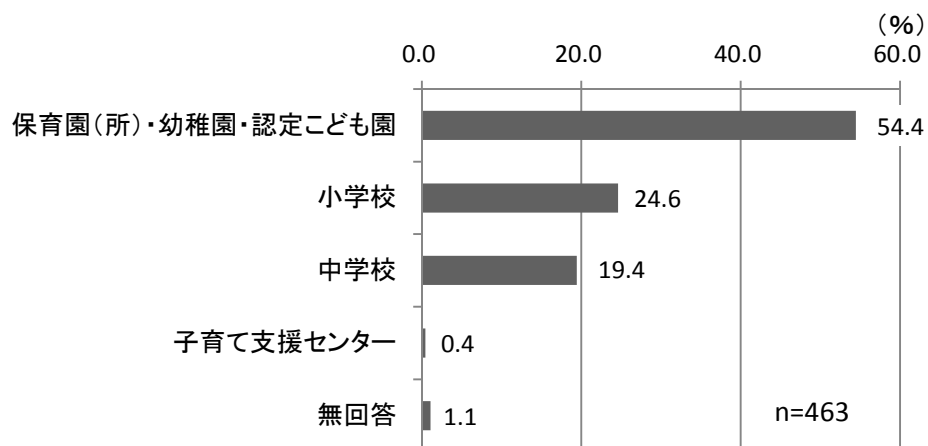
■ 無料または低料金で大学生や元教員による学習支援が行われれば、お子さんを参加させたいと思いますか



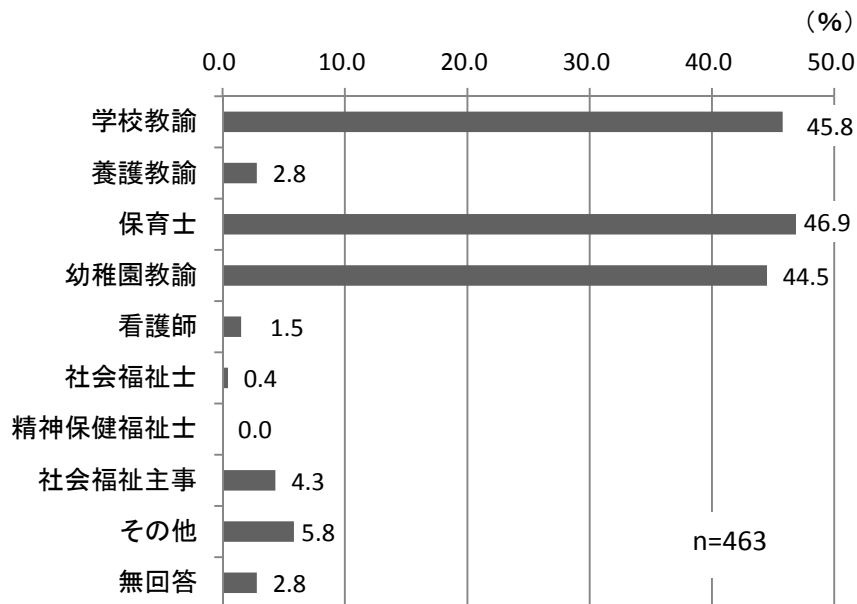
③子どもの生活実態に関する支援機関調査結果概要(教員・幼稚園教諭・保育士)

(回答者属性について)

■ 所属機関について（複数回答）

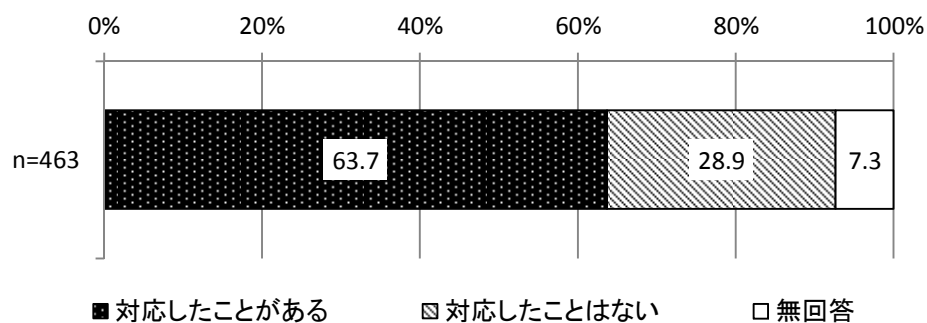


■ 職種（資格）について（複数回答）

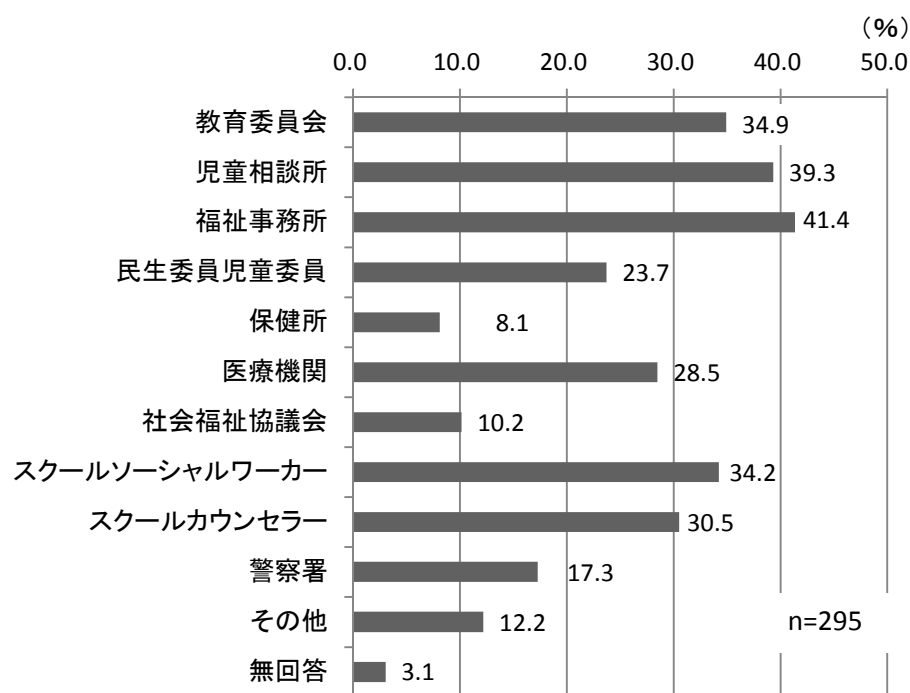


(所属機関での子どもや家庭が抱えている問題・課題への対応等)

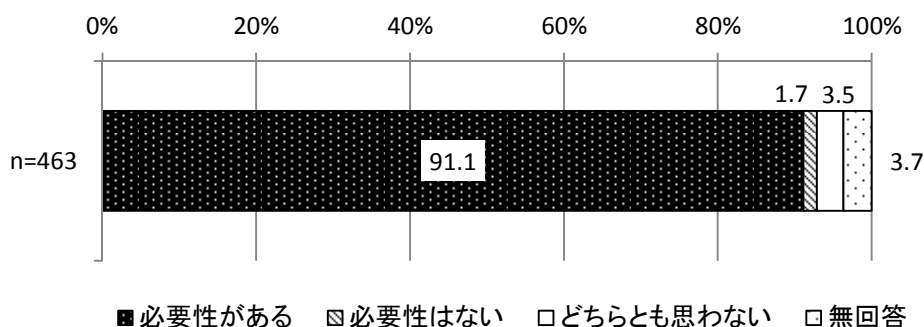
- あなたの所属機関では、子どもや家庭が抱えている問題について、関係機関と連携して対応したことがありますか



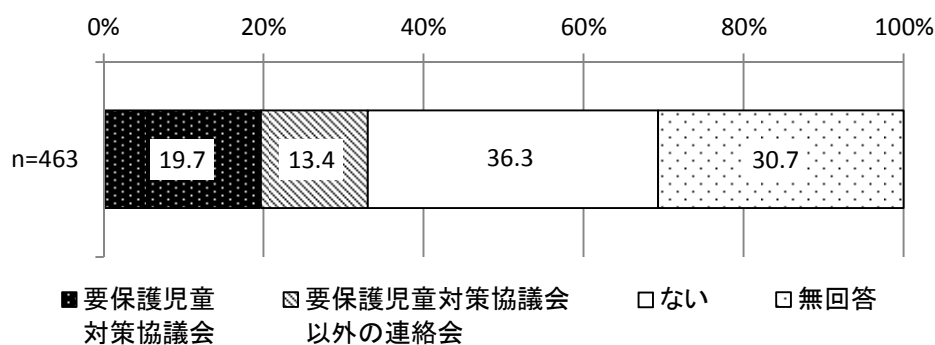
- 実際に連携して対応した機関はどちらですか（複数回答）



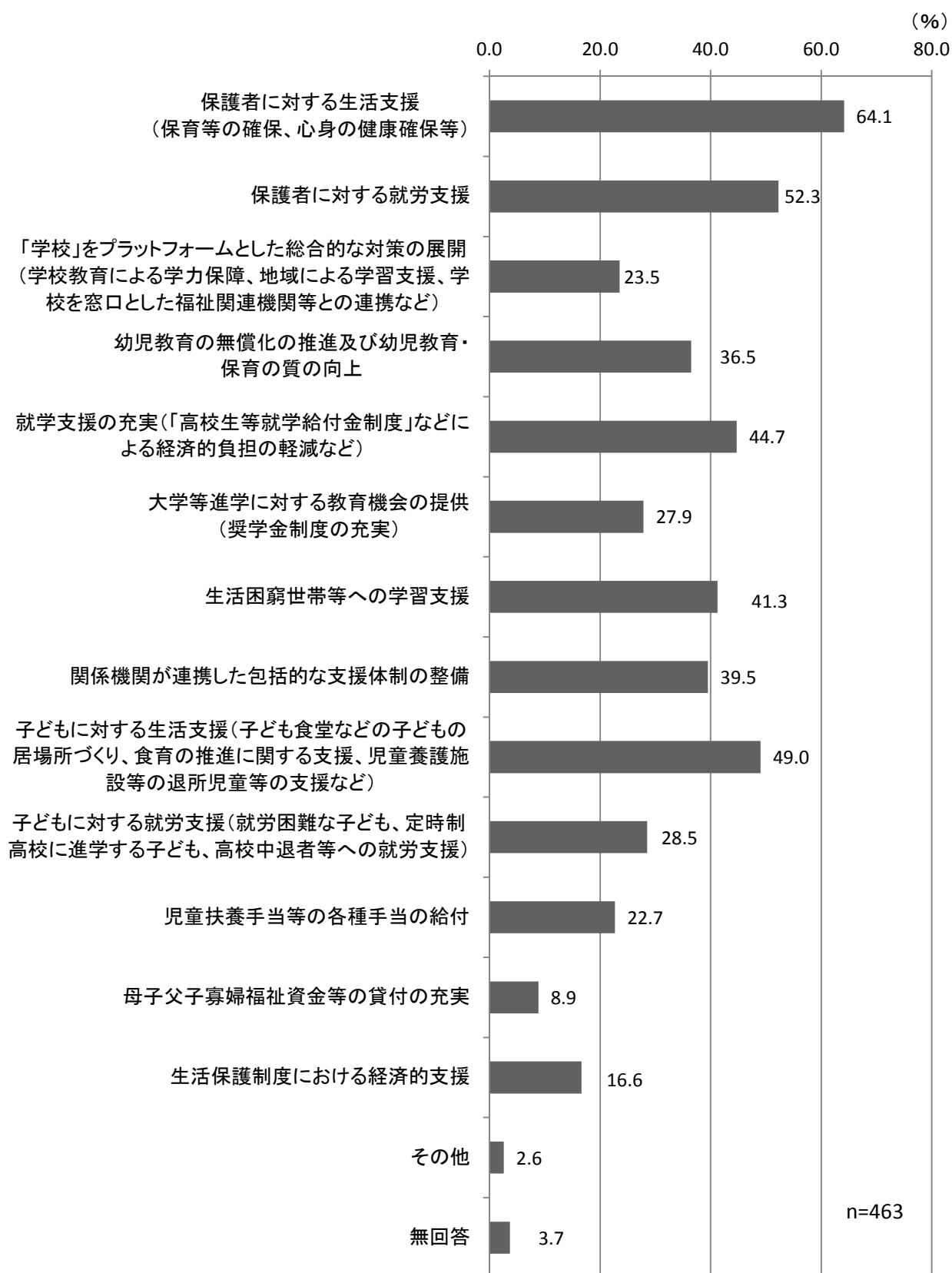
■ 子どもや家庭が抱えている問題について、所属機関と関係機関が連携して対応する必要性があると思いますか



■ 所属機関において、複数の関係機関と関わる連絡会（連絡会議や協議会）等がありますか

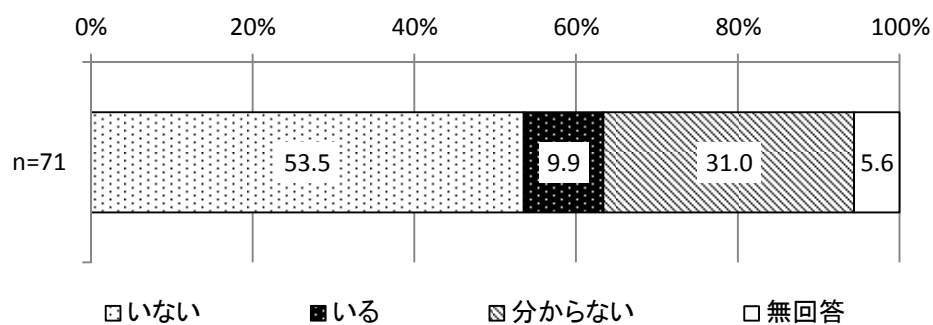


■ 「子どもの貧困」の解決に向けて、必要な事業（施策）と思われるものをお選びください（複数回答）

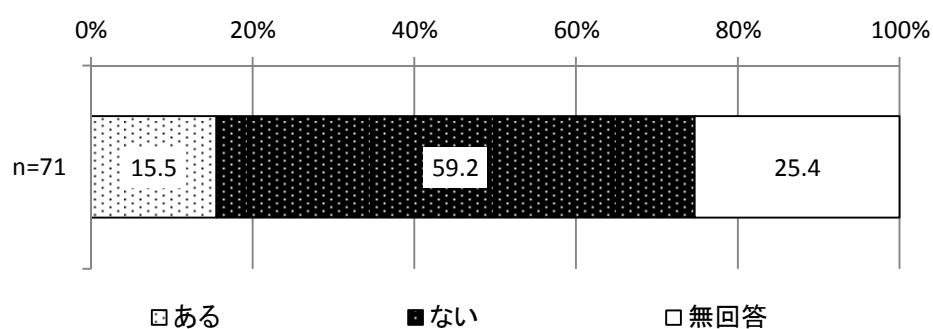


④子どもの生活実態に関する支援機関調査結果概要（民生委員児童委員）

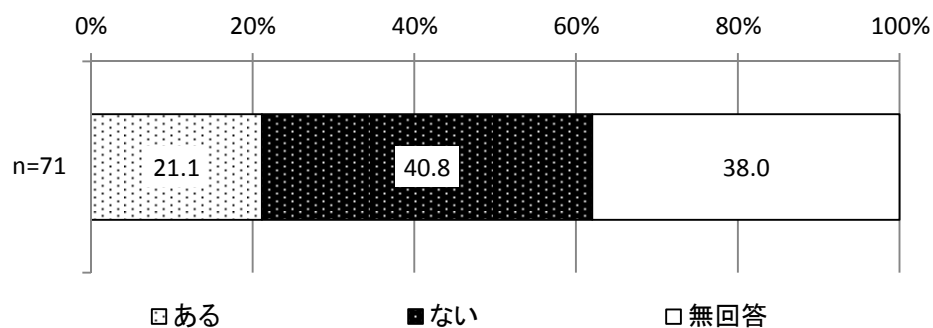
■ 担当地域の中に、18歳未満の子どもを抱える世帯で生活に困っている世帯がありますか



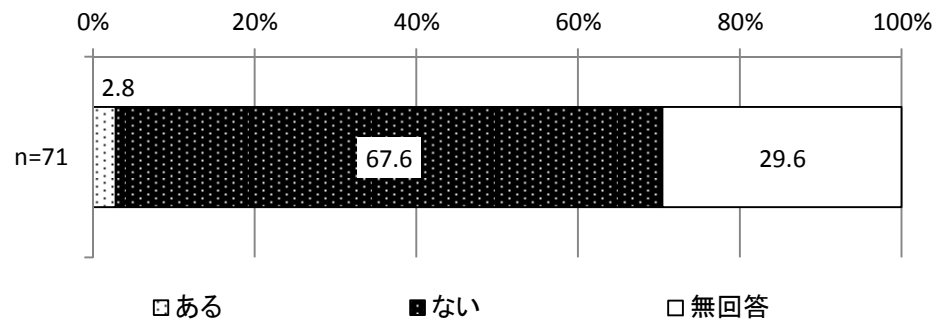
■ この1年間、支援した世帯に生活困窮世帯はありましたか



■ この1年間、支援した世帯にひとり親世帯はありましたか

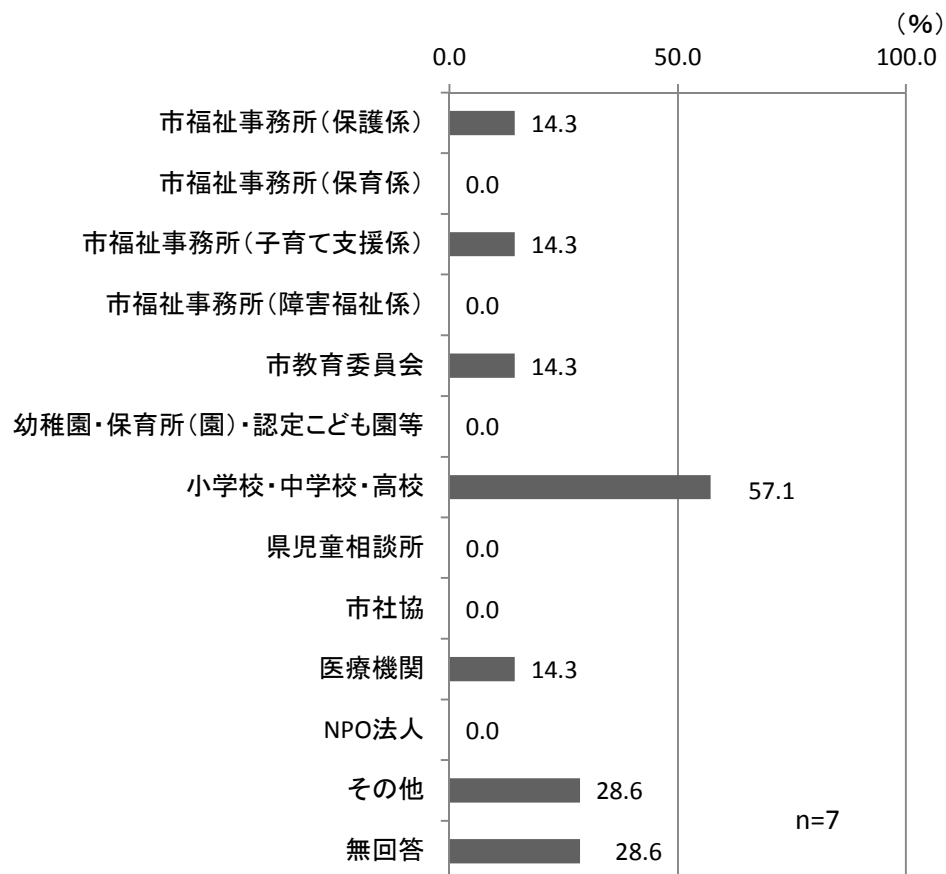


■ この1年間、支援した世帯に児童虐待対象世帯はありましたか

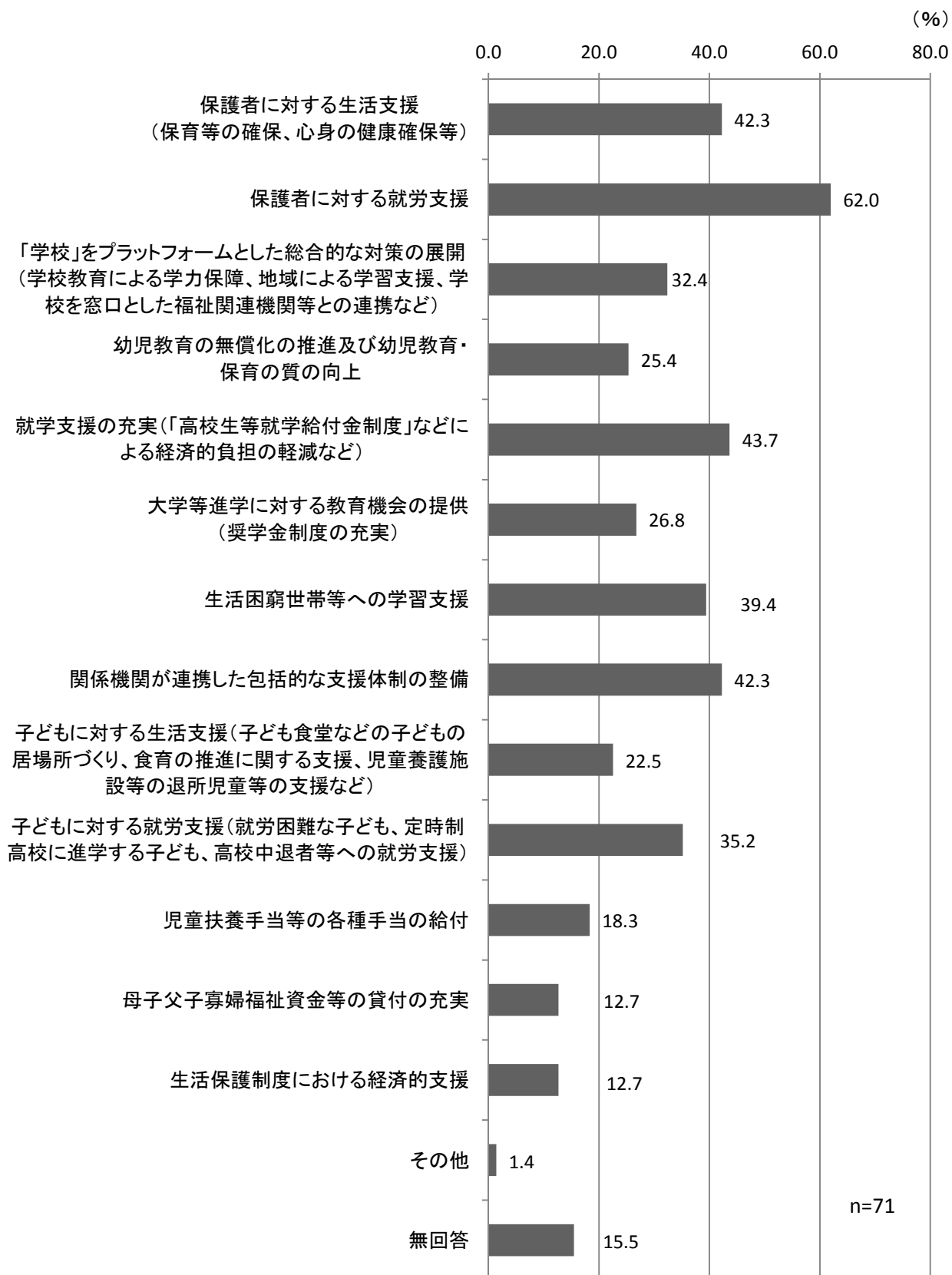


■ 支援にあたって、どのような団体・機関と連携を行いましたか（複数回答）

（担当地域の中に、18歳未満の子どもを抱える世帯で、生活に困っている世帯がいると感じている民生委員の方の回答）



■ 「子どもの貧困」の解決に向けて、必要な事業（施策）と思われるものをお選びください（複数回答）



(2) アンケート結果から見える状況と課題

今回実施された調査結果からみえる状況や課題は以下のとおりです。

①子どもの生活に関するアンケート（小学校2年生・小学生5年生・中学2年生）

- 朝食を「食べないことがある」又は「食べない」と答えた子どもが全体の約22%、夕食を「食べないことがある」又は「食べない」と答えた子どもが全体の約5%いるという結果となっています。また朝食を「兄弟姉妹だけで食べている」と答えた子どもは全体の約28%、「一人で食べている」と答えた子どもは全体の約24%います。夕食では「兄弟姉妹だけで食べている」と答えた子どもが全体の約5%、「一人で食べている」と答えた子どもが全体の約4%という結果となっています。
- その日にあったことをうちの人に話しているか尋ねたところ、「話さない」と回答した小学2年生が13.0%、小学5年生が5.1%、中学2年生が8.4%います。
- 悩んでいることについて尋ねたところ、「悩んでいることはない」と答えた児童・生徒は5割を下回り、二人に一人は何らかの悩みを抱えていると回答しています。また、自分の事で気になることについて尋ねたところ、「イライラする」、「やる気が起きない」、「まわりが気になる」といった精神的な症状が上位となっています。
- 高学年になるにつれて将来の夢や目標をもった子どもが少なくなる結果となっています。

②子どものいる世帯の生活状況等に関する調査（保護者）

- 今回のアンケート調査で回答をいただいた723世帯のうち、世帯収入が2012年の被保護者調査における最低生活費に満たない世帯は約3割となっています。

（2012年被保護者調査における最低生活費）

2012年	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
宮崎	1,013,272円	1,627,219円	2,405,773円	2,998,906円	3,718,383円

注）この最低生活費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計で、現物給付の医療扶助は含まれていません。

- ひとり親世帯の収入について、年間収入 150 万円未満の世帯の 67.7%、150 万円から 250 万円未満の世帯の 31.8%を占めており、経済的に厳しい状況が見受けられます。
- 世帯の収入が少ないほど、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」、「子どもを習い事に通わせることができなかった」、「家族旅行（日帰り含む）等のお出かけができなかった」等の割合が高くなり、子どもの様々な体験機会への影響が考えられます。
- 子どもの進学について、将来、子どもが希望する進学先まで進学させたいが現実的には難しいと考えている保護者は全体の 46.6%となっています。その理由として、「経済的に難しいから」が 64.1%、「子どもの学力に不安があるから」が 16.3%となっています。今後、進学を望む子どもへの学習支援や経済的支援を図ることが必要です。
- 子どもに対する悩みについて尋ねたところ、「進学や受験、就職等、将来のこと」が 38.5%、「教育費のこと」が 30.8%と子どもの教育に係る経済的な内容が上位となっています。また、「勉強の習慣が身についてないこと」26.1%、「生活習慣（あいさつや食生活、片づけ等）が身につかない（身についていない）こと」19.9%、「しつけや教育に自信が持てないこと」19.6%と子育てに関する内容が高い数字となっています。
- 子どもに対する悩みの相談相手として、「配偶者」の 65.0%や「友人」の 56.3%、「親」の 54.2%が高い数字となっていますが、相談相手としたい相手について、「カウンセラー等の専門家」が 41.4%と高い数字となっています。
- 子育てや暮らしに関してどのような取組を望むかの質問に対しては、「公的援助の拡充（就学費用援助・医療費助成）」が 55.3%、「お子さんへの学習支援（無料または低料金の個別支援や勉強会）」が 41.2%と高い数字になっています。

③子どもの生活実態に関する支援機関調査（教員・幼稚園教諭・保育士）

- 子どもや家庭が抱えている問題について、所属機関と関係機関が連携して対応する必要性があると 91.1%の高率で回答されています。所属機関と関係機関が連携して対応できる体制の構築が必要です。
- 「子どもの貧困」の解決に必要な事業（施策）について、「保護者に対する生活支援」64.1%、「保護者に対する就労支援」52.3%、「子どもに対する生活支援」49.0%が上位となっています。

④子どもの生活実態に関する支援機関調査（民生委員児童委員）

- 民生委員児童委員が、地域において子どもとその家族の状況を把握することは困難な状況が見受けられます。包括的なケアシステムの構築に向けて、民生委員児童委員にも情報が共有されるような体制の整備が望まれます。
- 「子どもの貧困」の解決に必要な事業（施策）について、「保護者に対する就労支援」62.0%、「就学支援の充実」43.7%、「保護者に対する生活支援」42.3%、「関係機関が連携した包括的な支援体制の整備」42.3%が上位となっています。

第3章 本市における子育てに関する経済的支援 の現状

第3章 本市における子育てに関する経済的支援の現状

1 本市における子育てに関する経済的支援の現状

(1) 生活保護世帯数

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。要件を満たした方に対し、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

本市の生活保護世帯数は増加の傾向となっています。

■生活保護の受給世帯数の状況

単位：世帯 %

		平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
西都市	保護世帯数	197	234	276
	保護率 (人口百対)	0.75	0.98	1.13
宮崎県	保護率 (人口百対)	0.96	1.19	1.36
全国	保護率 (人口百対)	1.16	1.52	1.70

資料：西都市福祉事務所 各年度4月1日現在
宮崎県、全国 平成22年度以前「社会福祉行政業務報告」
平成27年度「被保護者調査」

■生活保護世帯の子どもの進学率

子どもの進学率		生活保護世帯	参考（一般）	備考
高等学校等進学率	国	91.1%	98.7%	平成26年度時点（出典：内閣府）
	県	83.3%	98.0%	平成26年度時点（出典：宮崎県）
	市	83.3%	—	生活保護世帯は平成26～28年度の3年間の実績（資料：福祉事務所）
大学等進学率	国	31.7%	74.9%	平成26年度時点（出典：内閣府）
	県	25.5%	66.9%	平成26年度時点（出典：宮崎県）
	市	20.0%	—	生活保護世帯は平成26～28年度の3年間の実績（資料：福祉事務所）

(2) 就学援助

就学については、学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされています。

本市では以下の要件を満たす者に対し、必要な支援を行っています。

【就学援助の対象者】

- a) 要保護者※：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- b) 準要保護者※：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

■ 就学援助の状況

【生活保護（教育扶助）受給者数】

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	8	6	9	11
中学校	4	3	3	1
合 計	12	9	12	12

資料：福祉事務所

各年度4月1日現在

【就学援助認定児童生徒数】

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	105	111	132	145
中学校	75	79	84	71
合 計	180	190	216	216

資料：教育政策課

(3) 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等に就学する児童、生徒の保護者等に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入等に応じ、就学に必要な経費を補助するものです。

■特別支援教育就学奨励費の受給者数の状況

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	26	26	32	34
中学校	7	9	6	6
合 計	33	35	38	40

資料：教育政策課

(4) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

児童扶養手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障がいの状態にある家庭で、18 歳未満の子ども（障がいのある子どもの場合は 20 歳未満）を育てている方に支給される手当です。

また、ひとり親家庭等医療費助成は、母子家庭・父子家庭の方、父または母が重度の心身障がいの状態にある家庭で 18 歳未満の子ども（障がいのある子どもの場合は 20 歳未満）を育てている方と子どもが医療にかかった場合に、医療費の一部が支給される制度です。

■児童扶養手当の受給世帯数・ひとり親家庭等医療費の助成世帯数の状況

単位：世帯

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童扶養手当	405	410	401	393
ひとり親家庭等 医療費	468	466	466	467

資料：福祉事務所

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

核家族化による子育て中の保護者の孤立や子育て知識の不足、雇用形態の変化や不安定な経済状況による収入の減少など、子育て家庭を取り巻くさまざまな環境の変化は、子どもたちの将来にも影響を及ぼしています。本市では、これまでも経済的に困難な状況にある家庭の支援を進めてきました。しかし、困難な状況にあるにもかかわらず、十分な支援につながらない子どもがいることがわかってきてきました。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける環境づくりを推進していく必要があります。

子どもたちが、将来に対する希望を何物にも縛られず自由に持つことができるようになるように、そして、本市がその夢をかなえることができるまちとなるように、本計画の基本理念を次のように設定します。



基本理念

西都に住むすべての子どもたちが、将来に夢や希望を持って成長していけるまちの実現を目指します。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の基本目標を設定します。

基本目標 1

切れ目のない支援体制の構築

子どもたちが将来に夢や希望をもって成長し、自立できるよう、妊娠・出産時から子どもの成長段階に応じた支援について検討を行い、子どもや子どものいる家庭が日常生活に不安を感じることなく暮らせる社会にするための支援体制を構築します。

基本目標 2

計画の推進体制の整備

本計画の基本理念を実現するため、福祉や教育の関係機関、地域団体、NPO、経済団体等で構成する「西都市子どもの輝く未来応援会議(仮称)」を設置し、ネットワークの構築と計画の推進を図ります。また、庁内における子どもの貧困対策のための連携体制を整備し、計画の推進の中で生じた様々な課題や問題の解決を図っていきます。

基本目標 3

教育・生活の支援

教育は、子どもたちの夢や希望を実現していくための大切な要素です。また、経済的に困難な状況にある家庭では、生活習慣や健康、子育てなど生活面での様々な課題が混在しています。これらの課題を解決することは貧困の連鎖の解消に繋がることから、相談機能及び関係機関との連携を充実させ、教育と生活の両面から支援を進めていきます。

基本目標 4

子どもの自立に向かう育ちへの支援

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、経済的課題を抱える子どもが、その成長の過程や発達程度に応じて、子どもの尊厳が守られ、心身ともに健やかに成長するために必要な支援や指導が受けられる環境が必要です。

子どもが、自らの未来を考える力が持てるように、地域の中でいつも守られ、安心感をもって育つことができる居場所づくりや相談窓口の整備を進めます。

3 重点的な取組

子どもの貧困に対応する事業等について、本市では様々な事業を行っていますが、更なる充実に向けた対応が求められています。

そのため、以下の4点を重点的な取組に掲げ、計画目標年度に向けて、着実な実行をめざします。

(1) 保護者に対する生活・就労支援

経済的に困難な状況にある家庭の子どもやその保護者が日常生活において心理的・社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において必要な支援や助言等を受けることのできる相談支援体制の整備や充実が重要です。

本市では市単独で行っている支援に限らず、県などで行っている支援についての案内も行っており、これらを合わせれば高校卒業に至るまで様々な経済的支援や精神的支援を受けることができますが、一方で、そうした支援を知らないことにより進学など実現できたはずのことができない状況が生まれていることも考えられます。そのため、これらの支援について十分な情報収集や周知ができる体制を整え、支援や助言を必要とするすべての保護者とその子どもに届くように努めます。

また、保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で極めて重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することが、将来の就労への意欲や自立心の助長に大きな意義があります。しかし、保護者自身の健康状態やその置かれている環境により、就労の機会や十分な収入が得られないことも考えられます。

このようなことから本市では、保護者の就労への支援を含め、家庭の状況に応じたきめ細かい支援に努めます。

(2) 教育支援体制の整備

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、進学率の上昇や子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切ることや、地域の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。

「子どもの貧困対策に関する大綱」における重点施策の一つである学校をプラットフォーム※とした総合的な対策の展開や、地域による学習支援を支えるための体制づくりについても検討を進めていきます。

（３）関係者等連携のためのネットワーク構築

子どもの実態に関する支援機関（民生委員児童委員）調査の結果、地域の相談窓口となる民生委員児童委員が、地域において子どもとその家庭の状況を把握することが難しい状況にあることがわかりました。

地域における包括的なケアシステムの構築にむけた、関係者等連携のためのネットワーク体制の構築が必要です。

子どもの貧困対策は、本市だけではなく、民間団体等も含めた市民全員が一体となって取り組むことが重要であるとの認識のもと、「西都市子どもの輝く未来応援会議（仮称）」を設置し、それぞれが連携して、効果的取組について模索・検討しながら推進していきます。

（４）子どもの居場所支援（子どもに対する生活支援）

子どもの貧困アンケート調査の結果、朝食を食べないことがある又は食べないと答えた子どもが全体の約22%、夕食を食べないことがある又は食べないと答えた子どもが全体の約5%いました。また、朝食を兄弟姉妹だけで食べている子どもは全体の約28%で、一人で食べている子どもが全体の約24%いました。夕食では兄弟姉妹だけで食べている子どもが全体の約5%、一人で食べている子どもが全体の約4%いることが分かりました。

保護者の就労や家庭環境により、子どもたちの食生活が不十分になることや、生活習慣等を身につける機会が減ることも考えられます。

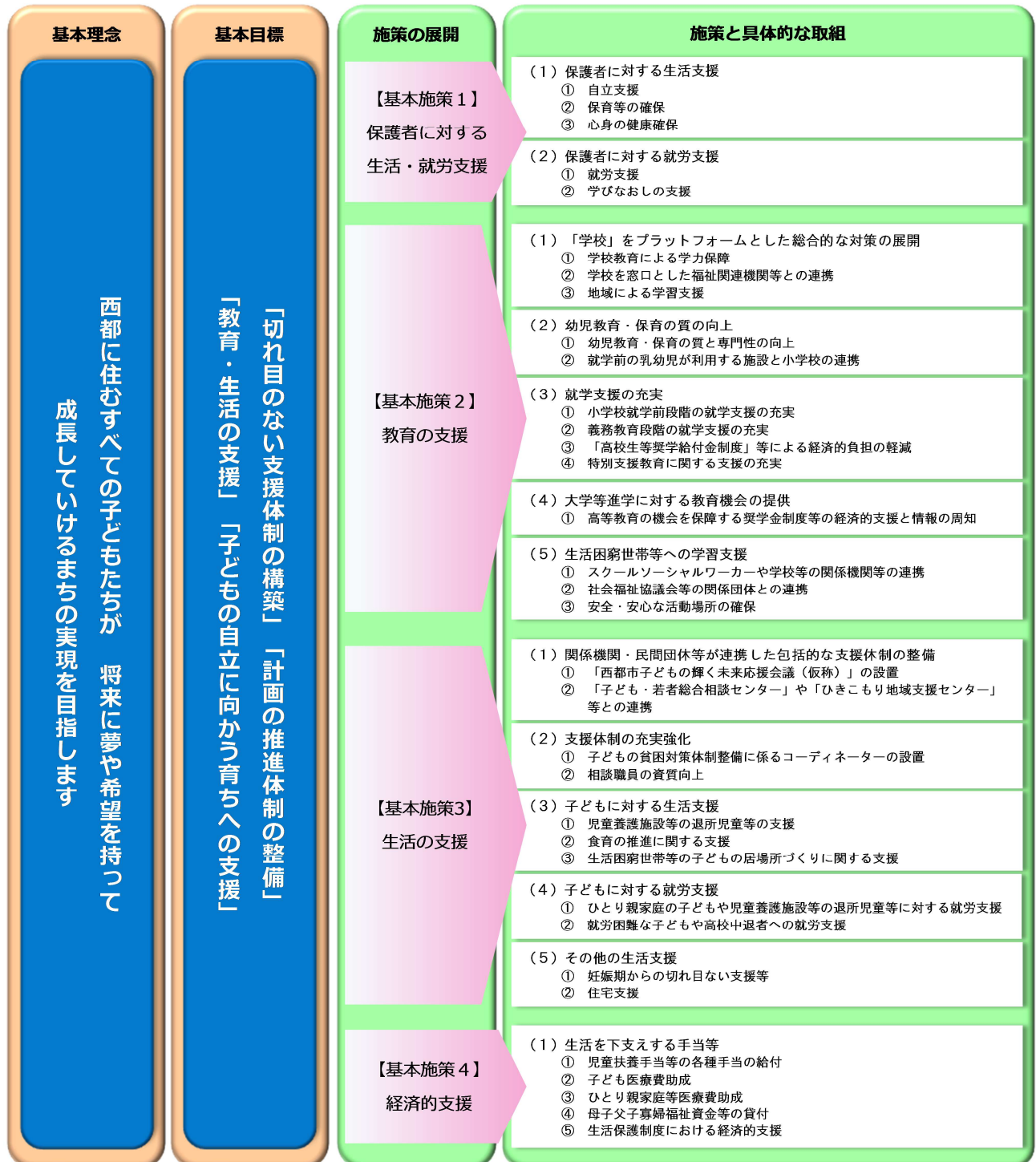
また、何らかの悩み抱えている子どもは全体の半数を超えており、高学年になるに従い、保護者にその日にあったことを話せない、話していないと回答している子どもの割合は増加する傾向にあります。

このような状況の中、子どもが様々な人たちの多様な価値観に触れながら団らんを感じ、また、安心・安全な状況の中で成長していける「自分の居場所」が必要です。

今後、子ども一人ひとりの健やかな成長を支えるための取組を推進し、子どもやその家庭からのＳＯＳに気づき、子どもの成長段階や学力に応じ、育て支えることのできる体制づくりに努めます。

4 施策の体系

本計画の基本施策を以下のとおり設定します。



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

【基本施策1】保護者に対する生活・就労支援

経済的に困難な状況にある家庭の生活を安定させるとともに、子どもに就労に対する意識を持たせ貧困の連鎖の防止を図るため、ハローワーク[※]等との連携により、生活保護受給者や生活困窮者[※]に対する就労支援や職業訓練に取り組みます。

（1）保護者に対する生活支援

① 自立支援

- 生活保護受給者に対し、福祉事務所[※]のケースワーカー[※]が自立に向けた課題を整理し、他の制度活用など適切な助言や指導を行い、自立に向けた支援を行います。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、保護者の自立に向けた相談対応や就労への支援など、それぞれの課題に応じたきめ細かな支援を関係機関との連携を図りながら包括的に行います。
- 生活費や子どもの進学・教育、就労等様々な悩みを有するひとり親家庭の保護者が、気軽に相談ができるよう、家庭児童相談員及び母子自立支援員[※]を配置し、関係機関との連携を図りながら各種相談や情報提供を行います。

② 保育等の確保

- 就学前の子どもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、本市で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進し、質の高い教育・保育の提供及び量的な充実を図ります。
- 昼間、仕事などにより帰宅時に保護者がいない小学生児童に対し、安心して生活できる場所として「放課後児童クラブ[※]」を整備するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。
- 一時的に保育等のサービスが必要となった家庭に対する支援として、一時預かり事業や休日保育事業等を実施するとともに相談窓口の充実を図り、育児や子どもの世話などに悩みをもつ家庭への支援を行います。

③ 心身の健康確保

- 生活保護受給者の健康の保持及び増進のため、受給者の健康確保に関する助言を行い、必要に応じて健康診断結果に基づく保健指導を行うなど、健康面・生活面に着目した支援を行います。

- 乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切に支援につなぎます。
- ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支えあう場の提供を行います。
- 専門的・継続的な生活指導等を必要とするひとり親家庭の保護者に対し、児童相談所[※]や女性相談所[※]等との連携を図り、状況に応じた支援を行います。
- 妊娠や子育てに悩みを抱える家庭に対する相談体制の拡充に努めるとともに、出産後の養育が困難な妊婦等に対しては、里親[※]及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。

(2) 保護者に対する就労支援

① 就労支援

- 就労が可能な生活保護受給者に対し、福祉事務所のケースワーカーや就労支援員[※]がハローワークへの同行訪問や履歴書の書き方をサポートするなどの支援を行います。
- 積極的な就労活動を行う生活保護受給者に対し、就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いて保護を脱却した場合は就労自立給付金を支給することにより、生活保護受給者の就労を支援します。
- 生活が厳しい状況にある家庭の保護者が、より良い就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得に努めます。

② 学びなおしの支援

- 高等学校を卒業していないひとり親家庭の保護者が、高等学校卒業程度認定試験[※]を受講するための費用の補助について検討を行います。

【基本施策2】教育の支援

家庭の経済的状況や生活環境にかかわらず、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって学習できる機会の確保や就学に対する支援を行います。

また、すべての子どもが集う学校をプラットフォームとして、子どもたちが置かれている状況に関わらず、質の高い教育が受けられる教育環境の整備を行うほか、不登校や虐待など、子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図ります。

（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

- 学習課題や習熟の程度に応じた学習指導のために工夫・改善を図るため、教職員の研修の充実に努めます。
- 地域間の教育格差をなくすために、学力調査の結果等をもとに地域や学校の課題解決の方策を明確にした学校の取組を支援し児童生徒の学力の保障に努めます。
- 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導や学習習慣を身に付けさせる指導に関する研究成果の普及などに努め、児童生徒が将来自立した生き方ができるよう基礎学力を保証する学校の取組を支援します。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 学校や子どもが抱える様々な問題の解決に向けて、スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等と福祉関連機関が連携し、相談及び支援の充実に図ります。
- 学校から要保護児童対策地域協議会に報告のあった養育に支援が必要な児童等について、児童相談所や福祉関連機関、その他の関係機関等が適切に役割分担し、連携しながら、要保護児童の適切な保護や要支援児童への適切な支援を図ります。
- 地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO・市民団体等との連携により、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施するなど、家庭教育に関する学習機会の充実に図ります。

③ 地域による学習支援

- 地域全体で子どもの教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる学習支援活動を推進するとともに、放課後や土日等の休日における、公民館や小学校の余裕教室等を活用した居場所づくりなどの体制づくりに努めます。

- 学校評議員からの提言や意見を学校運営に反映する学校評議員制度^{*}の充実を図るとともに、実態に応じて、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール^{*}への移行についても検討し、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。これらの取組を通して子どもの貧困に起因する様々な問題についても地域ぐるみで解決する仕組みの構築に努めます。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

① 幼児教育・保育の質と専門性の向上

- 幼児教育・保育に携わる教職員等に対する研修内容の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる質と専門性の向上に努めます。

② 就学前の乳幼児が利用する施設と小学校の連携

- 認定こども園・保育所等の就学前の乳幼児が利用する施設と小学校の連携を図ることにより、小学校就学への円滑な移行を推進します。

(3) 就学支援の充実

① 小学校就学前段階の就学支援の充実

- 生活保護世帯等の子どもが認定こども園、保育所等を利用する際に、施設に対して保護者が支払うべき給食費、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等に対する支援について検討します。

② 義務教育段階の就学支援の充実

- 市が実施する就学援助事業のより一層の充実を図るため、全国や県内の就学援助の取組などの情報把握に努め、必要に応じて適宜見直しを行います。

③ 「高校生等奨学給付金制度^{*}」などによる経済的負担の軽減

- 向学心に富み、優れた成績を有しながら、経済的理由により高等学校、高等専門学校等の就学が困難な者に対して奨学金を貸与するとともに、県が実施する奨学給付金等の活用を勧め、経済的負担の軽減、教育の機会均等を図ります。

④ 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒への支援の充実を図ります。
- 乳幼児期からの早期支援体制をつくり、関係機関が相互の連携を強化していくための「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画[※]等を活用することにより、家庭環境等に左右されことなく一貫した指導や支援体制の整備・充実を図ります。

（４）大学進学に対する教育機会の提供

① 奨学金制度等の経済的支援と情報の周知

- 意欲と能力のある生徒が経済的状況にかかわらず大学等への進学の手をを得られるように、奨学金制度や各種資金の貸付による経済的支援、関連情報等の収集及び周知を徹底します。

（５）生活困窮世帯等への学習支援

① スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関との連携

- 生活保護世帯の子どもに対し、福祉事務所等のケースワーカーの訪問調査等により子どもの就学状況を適切に把握し、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関と連携して適切な指導援助を行います。

② 社会福祉協議会等の関係団体との連携

- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対し、居場所づくりを含む生活支援や学習支援について、社会福祉協議会等の関係団体と連携した取組を行います。

③ 安全・安心な活動場所の確保

- 放課後等の子どもの安全・安心な活動場所として、児童館や学校、公民館等を活用し、地域や学校、地域づくり協議会等の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動の実施に取り組めます。

【基本施策3】生活の支援

子どもの貧困の要因は様々で、そこから生じている課題も多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っている場合も多いことから、福祉事務所をはじめとする福祉関係機関のほか、教育機関、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関・民間団体が連携・協働※して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。

また、経済的に困難な状況にある家庭の子どもが地域において孤立することを防ぐために、対人関係の築き方や社会参加の機会に配慮して、子どもの生活面の支援を行います。

（１）関係機関・民間団体等が連携した包括的な支援体制の整備

①「西都市子どもの輝く未来応援会議（仮称）」の設置

- 多様な関係機関・民間団体等が連携を図り、地域の実情に応じた子どもの貧困対策の積極的な情報共有や支援体制の整備を図るために「西都市子どもの輝く未来応援会議（仮称）」を設置し、地域におけるネットワークの構築を図ります。

②「子ども・若者総合相談センター※」や「ひきこもり地域支援センター※」等との連携

- 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもやひきこもりで悩んでいる子ども及びその家庭を支援するため、家庭相談員や生活困窮者自立相談支援員等による相談支援を行い、必要に応じて、「子ども・若者総合相談センター」や「ひきこもり地域支援センター」等の支援機関との連携を図ります。

（２）支援体制の充実強化

① 子どもの貧困対策体制整備に係るコーディネーターの設置

- 子どもの貧困対策を効果的に実施するために、「教育と福祉をつなぐ」、「行政機関、関係機関・団体をつなぐ」、「子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なくつなぐ」という「3つのつなぎ」を実現する専門のコーディネーター（以下、コーディネーターという。）を設置します。

② 相談職員の資質向上

- コーディネーターや家庭相談員、ひとり親家庭の相談支援を行う母子自立支援員、生活保護世帯の支援を行うケースワーカーや就労支援員等の資質の向上を図るため、それらの職員の継続的な研修に積極的に取り組みます。

(3) 子どもに対する生活支援

① 児童養護施設*等の退所児童等の支援

- 社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活ができるよう、児童養護施設等との連携を図りながら退所後の自立支援体制の充実に努めます。

② 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身に付けることができるように、「家庭における望ましい食習慣の定着促進」、「学校における指導体制等の充実及び実践の工夫」、「乳幼児期における取組の推進」等、家庭と学校、認定こども園・保育所等が連携しながら、どこに行っても食育が充実している地域環境をつくり、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。
- 食に関する正しい知識や情報の提供を行うなど、地域において、栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進します。

③ 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援

- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対し、居場所づくりを含む生活支援や学習支援について、社会福祉協議会等の関係団体と連携した取組を行います。(再掲)
- 子どもや高齢者など地域の住民が世代を超えて、身近に集い交流できる場を確保し、地域の大人による学習支援等の取組を通じて、地域全体で生活困窮世帯等の子どもを見守り支える取組を支援します。
- 昼間、仕事などにより帰宅時に保護者がいない小学生に対し、安心して生活できる場所として「放課後児童クラブ」を整備するとともに、次代を担う子どもの健全な育成を支援します。(再掲)
- 放課後等の子どもの安全安心な活動場所として、児童館や学校、公民館等を活用し、地域住民や学校、地域づくり協議会等の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動の実施に取り組めます。(再掲)

(4) 子どもに対する就労支援

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 生活が厳しい状況にあるひとり親家庭の子どもが、より良い就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。
- 社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活ができるよう、児童養護施設等との連携を図りながら退所後の自立支援体制の充実に努めます。(再掲)
- 就労を希望する生活保護世帯の子どもに対し、福祉事務所のケースワーカーが学校や関係機関と連携し、就労に向けて適切な助言・指導を行います。

② 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援

- 若者等の就職を支援するため、ハローワークやヤングJOBサポートみやざき※が実施する、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等の情報提供に努めます。
- 長期間就業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、地域若者サポートステーション※が実施する、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等の情報提供に努めます。
- 高校中退者や離転職者等に対し、職業に必要な基礎的技能を習得するための訓練等の情報提供に努めます。

(5) その他の生活支援

① 妊娠期からの切れ目ない支援等

- 妊娠・出産から、育児、中高年期に至るまでの生涯を通じた女性の健康上の問題や精神的な悩みを解決するため、専門相談や健康教育の充実を図ります。
- 新生児訪問指導により、新生児の発音・栄養・生活環境・疾病予防など育児上重用な事項について助言、指導を行います。
- 新生児については、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切に支援につなぎます。「再掲」

② 住宅支援

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を通じて、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- 離職又は自営業の廃止により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失する恐れのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するとともに生活困窮者就労支援員による就労支援を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

【基本施策4】経済的支援

経済的に困難な状況にある家庭の生活を下支えするために、法律に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当等の各種手当の支給のほか必要な資金の貸付けなどの経済的支援を行います。

（1）生活を下支えする手当等

① 児童扶養手当等の各種手当の支給

- 父母の離婚、死亡、障がいなどにより、父母から養育を受けられない子どもについて、その子どもを監護している父、母、又は父母に替わって児童を監護、養育している者に対し、所得に応じて児童扶養手当を支給します。
- 0歳児から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している方に児童の年齢等に応じて児童手当を支給します。

② 子ども医療費助成

- 子どもの疾病治療を容易にし、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図るため、医療費の一部について助成を行います。

③ ひとり親家庭等医療費助成

- ひとり親家庭等の健康増進と福祉の向上を図るため、医療費の一部について助成を行います。

④ 母子父子寡婦福祉資金等の貸付

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、各種貸付金制度等の広報による利用を促進します。
- 必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得者世帯の生活を経済的に支えるため、世帯の状況と必要に応じて、就職に必要な知識・技術等の習得や高校・大学等に就学するための費用等の給付・貸付について情報提供等に努めます。

⑤ 生活保護制度における経済的支援

- 生活保護世帯の子どもが、高校等に進学する際は、入学料、入学検査料等を支給するとともに、高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いを適切に運用します。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉や教育、雇用等の様々な分野の施策や事業を相互に連係して取り組む必要があります。また、福祉や教育の関係機関や民間団体等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図っていく必要があります。

本市では、福祉や教育の関係機関、地域団体、NPO、経済団体等で構成する「西都市子どもの輝く未来応援会議(仮称)」を設置し、ネットワークの構築と計画の推進を図ります。

また、市内における子どもの貧困対策のための連携体制を整備し、計画の推進の中で生じた様々な課題や問題の解決を図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の効果的な推進を図るためには、計画策定(Plan)、計画に基づく取組(Do)、取組の達成状況の把握と評価(Check)、計画の見直し(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行っていく必要があります。

このため、今後設置を予定している「西都市子どもの輝く未来応援会議(仮称)」において、取組や進捗状況の把握・評価を毎年度実施し、必要に応じて取組の見直しを行います。

資料編

資料編

1. 西都市の概況

①人口・世帯等の状況

・人口の推移

(各年10月1日現在)

年次	人口			世帯数	一世帯当り 人口	備考
	総数	男	女			
平成19年	33,387	15,759	17,628	12,452	2.68	
平成20年	33,043	15,563	17,480	12,469	2.65	
平成21年	32,886	15,482	17,404	12,579	2.61	
平成22年	32,614	15,394	17,220	12,197	2.67	国勢調査
平成23年	32,263	15,187	17,076	12,231	2.64	
平成24年	31,994	15,048	16,946	12,238	2.61	
平成25年	31,507	14,809	16,698	12,205	2.58	
平成26年	30,990	14,574	16,416	12,173	2.55	
平成27年	30,683	14,395	16,288	12,004	2.56	国勢調査
平成28年	30,345	14,211	16,134	11,996	2.53	

資料:総合政策課(国勢調査、現住人口調査)

・自然動態(出生・死亡)

年次	出生			死亡			自然増減
	総数	男	女	総数	男	女	
平成24年	236	118	118	422	226	196	△186
平成25年	210	106	118	423	226	196	△213
平成26年	212	114	98	450	231	219	△238
平成27年	216	114	102	475	237	238	△259
平成28年	177	90	87	478	228	250	△301

注:各年次1月1日～12月31日までに届出があった数

資料:総合政策課

・結婚・離婚

年次	婚姻	離婚
平成23年	117	77
平成24年	134	62
平成25年	117	51
平成26年	112	61
平成27年	133	54

資料:高鍋保健所

・人口構成の状況

(各年 10 月 1 日現在)

年齢別	平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	34,087	16,124	17,963	32,614	15,397	17,220	30,683	14,395	16,288
0~4	1,435	742	693	1,307	676	631	1,070	544	526
5~9	1,615	831	784	1,459	754	705	1,305	672	633
10~14	1,702	859	843	1,598	815	783	1,454	743	711
15~19	1,766	897	869	1,474	718	756	1,400	704	696
20~24	1,474	711	763	1,209	593	616	929	450	479
25~29	1,649	831	818	1,476	735	741	1,150	543	607
30~34	1,765	861	904	1,656	817	839	1,404	718	686
35~39	1,658	805	853	1,738	842	896	1,581	792	789
40~44	1,876	925	951	1,618	797	821	1,744	840	904
45~49	2,204	1,103	1,101	1,861	899	962	1,583	776	807
50~54	2,656	1,347	1,309	2,178	1,082	1,096	1,828	895	933
55~59	2,824	1,398	1,426	2,624	1,336	1,288	2,145	1,052	1,093
60~64	2,212	1,033	1,179	2,754	1,338	1,416	2,617	1,302	1,315
65~69	2,296	1,049	1,247	2,131	978	1,153	2,677	1,283	1,394
70~	6,955	2,732	4,223	7,527	3,011	4,516	7,755	3,063	4,692
不詳	—	—	—	4	3	1	41	18	23

資料:総合政策課(国勢調査)

②子どもの状況

・ 小学校の状況【学校名・児童数】 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

学校名	児童数		
	総数	男	女
総数	1,632	833	799
妻北	509	247	262
妻南	509	256	253
穂北	181	97	84
茶臼原	46	21	25
三納	100	51	49
都於郡	124	68	56
都於郡山田分校	16	10	6
三財	133	75	58
銀上	14	8	6

資料:教育政策課

・ 中学校の状況【学校名・生徒数】 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

学校名	生徒数		
	総数	男	女
総数	813	414	399
妻	499	256	243
穂北	108	51	57
三納	51	23	28
都於郡	73	38	35
三財	73	41	32
銀鏡	9	5	4

資料:教育政策課

・ 高等学校の状況【学校名・生徒数】 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

学校名	生徒数		
	総数	男	女
総数	679	336	343
妻	450	220	230
西都商業	229	116	113

資料:各高等学校

③児童福祉施設等の状況

・ 保育所、保育園、認定こども園の状況【区分・入所人員】（平成 29 年 5 月 1 日現在）

区分		入所人員			
		計	男	女	広域入所
総数		1,122	537	504	109
	保育所・保育園計	534	242	243	77
	杉安保育所	16	5	11	0
	都於郡保育所	22	10	12	0
	山田保育所	7	4	3	0
	三財保育所	21	11	10	0
	上三財保育所	9	4	4	1
	清水保育園	63	28	33	2
	石井記念ひかり保育園	46	21	25	28
	白梅保育園	43	26	14	3
	稚児ヶ池保育園	71	37	34	0
	石井記念のゆり保育園	45	0	3	42
	西都乳児保育園	28	12	16	0
	妻保育園	76	40	36	0
	穂北保育園	52	27	24	1
	札の元保育園	35	17	18	0
	認定こども園計	588	295	261	32
	光照こども園	62	27	34	1
	岩崎保育園	72	37	29	6
	あいいく幼稚園	111	51	46	14
	西都ふたば幼稚園	67	37	29	1
	くろうのこども園	51	29	21	1
	こどもの家	125	67	57	1
	あさひ幼稚園	49	24	23	2
	西都カトリック幼稚園	51	23	22	6

2. 用語の解説（五十音順）

○ OECD（経済協力開発機構）

Organisation for Economic Co-operation and Development の略。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 34 ヶ国の先進国が加盟する国際機関で、国際マクロ経済動向、貿易、開発援助などの分野の分析・検討を行っている機関。

○ 学校評議員制度

平成 12 年に「学校教育法施行規則」の改正により導入され、学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べることでとされている。

○ 協働

NPO や県民、行政等がそれぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力・協調すること。

○ ケースワーカー

生活保護制度において、被保護世帯の最低生活の保障や自立の助長の目的のために支援を行う福祉事務所の担当員。

○ 高校生等奨学給付金制度

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度以降に高等学校等に入学した高校生等がいる低所得世帯に対して、教科書費や教材費等に相当する経費を支給する制度。

○ 高等学校卒業程度認定試験

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。

○ 子ども・若者総合相談センター

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活をうまく送れずに悩みを抱える子どもや若者を支援するため、本人や家族などの相談を受ける総合相談窓口。

○ 個別の教育支援計画

障がいのある子供にかかわる様々な関係者が、子供の障がいの状態等にかかわる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等について計画を作成するもの（出典：宮崎県教育研修センター「特別支援学級担任のためのハンドブック」より）。

○ コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校に教育委員会から任命された保護者や地域の方などで構成する「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、保護者や地域の方が学校の様々な課題解決に参画していく仕組み。

○ 里親制度

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

○ 児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき各都道府県・指定都市に 1 つ以上設置され、児童（満 18 歳に満たない者）や家庭の問題の相談や児童やその保護者の指導などを行う機関。

○ 児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するための施設。

○ 就労支援員

福祉事務所に配置され、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、ケースワーカーやハローワークと連携して支援を行う者。

○ 準要保護者

要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると市町村が認める者（要保護および準要保護児童生徒の認定について（昭和 38 年 1 月 18 日通知第 57 号））。

○ 女性相談所

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力の被害に関する相談に応じるほか、専門医や心理カウンセラーによるカウンセリングなどを行う機関。

○ スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う臨床心理士などの有資格者及びこれに準ずる者。

○ スクールソーシャルワーカー

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者など。

○ 生活困窮者・生活困窮世帯

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者又は世帯。

○ 相対的貧困率

等価可処分所得の中央値※の一定割合を下回る所得しか得ていない者の割合。

※ 平均値を使用すると所得が極端に高い世帯の影響を受け、実態以上に平均値が上昇するため、中央値を使用して算定する。

○ 地域若者サポートステーション

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期間職業に就けずに悩んでいる若者やその保護者等を対象として、個別相談や訪問相談、コミュニケーションセミナーや仕事体験などを行う機関。

○ ハローワーク

国が所管する職業紹介事業を行う機関。無料で職業紹介や就職支援を行うほか、雇用保険に関する各種手当等の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務などを行う機関。

○ ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに関する悩みを抱える方や家族などからの電話、電子メール等による相談を受け付け、面接相談や訪問支援、関係機関への橋渡し等を行う相談窓口。

○ 貧困線

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

○ 福祉事務所

福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）で定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉行政機関。

○ プラットフォーム

ものごとの「基礎」「基盤」。「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校が全ての子どもの集う場であり、児童生徒の問題行動の背景にある子どもの貧困問題への早期対応や児童虐待の早期発見が期待される場所という意味で「子どもの貧困対策のプラットフォーム」と表現している。

○ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。正式名称は「放課後児童健全育成事業」。

○ 母子・父子自立支援員

配偶者のいない者で児童を扶養している者等の相談対応や情報提供等を行うことを業務とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき都道府県知事等から委嘱された者。

○ ヤングJOBサポートみやざき

宮崎県が設置するジョブカフェで、若年者の方の就職活動を支援する施設。

※ 「ジョブカフェ」とは、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターのこと。

○ 要保護者

現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（生活保護法第6条第2項）。

3. 子どもの貧困に関する指標の解説

○ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合。

○ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

平成25年4月の在籍者数の総数で、平成26年3月までに中退した者の数を除したもの。

高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

○ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

平成26年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

○ 生活保護世帯に属する子どもの就職率

平成26年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

平成26年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

○ 児童養護施設の子どもの進学率及び就職率

平成25年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成26年5月1日現在の進路。

高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1学年～3学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4学年～5学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設。

○ ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）

母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

平成 30 年 2 月
西都市子ども貧困対策整備計画

平成 30 年度（2018）～平成 32 年度（2020）

発行：西都市福祉事務所

住所：〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

電話：0983-43-1245